

令和7年度

# 障害福祉ガイドブック

～お互いに尊重し合い 自分らしく輝けるまち～



加須市の新たなロゴマークです

加須市

令和7年7月作成

## 【マイナンバー制度について】

平成28年1月よりマイナンバー制度が始まり、障がい者福祉課・各総合支所における手続きにおいてマイナンバー(個人番号)が必要となります。

○ 申請手続きでマイナンバー(個人番号)が必要となるものは次のとおりです。

- ・ 障害者手帳の申請
- ・ 各種手当の申請
- ・ 自立支援医療の申請
- ・ 障害福祉サービス利用等の申請
- ・ 補装具の申請

○ マイナンバーが必要な事務の申請に関して本人確認書類が必要になります。

1. マイナンバーカード(個人番号カード)
2. 通知カード(または個人番号付きの住民票)と本人確認書類(※)  
以上の1、2どちらか一方をお持ちください(代理人申請の場合は代理人の本人確認書類も必要になります)

本人が申請者の場合	・「マイナンバーカード」または 「通知カード」+本人確認書類(※)
法定代理人 (親権者、未成年後見人、成年後見人)の場合	・「マイナンバーカード」または 「通知カード」+本人確認書類(※) ・代理人の本人確認書類 ・戸籍謄本その他その資格を証明する書類
法定代理人以外の場合 (家族の方が申請する場合を含む)	・「マイナンバーカード」または 「通知カード」+本人確認書類(※) ・代理人の本人確認書類 ・委任状

※本人確認書類として認められているもの

- ・顔写真がある官公署が発行した証明書(例:運転免許証、障害者手帳等)であれば1点お持ちください。
- ・顔写真がない官公署が発行した証明書(例:医療保険の被保険者証、年金手帳、各種受給者証等)であれば2点お持ちください。

## 【ご利用にあたって】

○このガイドブックは、障がいのある方等のために各種制度の概要と、お問い合わせ窓口を紹介しています。

○必要とされるサービスを探す際の参考として、ご利用いただければ幸いです。

○詳しい内容や具体的な手続きについては、各窓口にお問い合わせください。

○このガイドブックの内容は、令和7年7月1日現在で作成していますので、掲載内容は制度改正等により変わることがあります。

# もくじ

## マイナンバー制度について…………表1

### 1. 相談・援護の窓口

市の窓口	1
県の窓口	2
障がい児相談	4
発達障害の相談	5
その他の窓口	7
心身障害者(児)歯科診療	8
身体障害者相談員 ·知的障害者相談員	8
難病の相談	9
成年後見制度	9
就学相談	10
就業相談	12
障がい者団体	13

### 2. 障害者手帳

①身体障害者手帳の交付	14
②療育手帳の交付	15
③精神障害者保健福祉手帳の交付	16

### 3. 医療費の助成

①重度心身障害者医療費の助成	17
②後期高齢者医療制度	17
③未熟児養育医療の給付	18
④自立支援医療(育成医療)	18
⑤自立支援医療(更生医療)	18
⑥自立支援医療(精神通院医療)	19
⑦先天性血液凝固因子欠乏症等 医療の給付	20
⑧小児慢性特定疾病医療費 助成制度	21
⑨指定難病医療給付制度	21
⑩結核医療費の公費負担	21

### 4. 福祉用具の給付・貸与

①補装具費の支給	22
②日常生活用具の給付・貸与	23
③難聴児の補聴器 購入費用の助成	27
④紙おむつの給付	27
⑤車いすの貸出	27
⑥小児慢性特定疾患児への 日常生活用具の給付	28

### 5. 障害福祉サービス等

(1)障害福祉サービス、障害児通所支援 ①障害福祉サービス	29
②障害福祉サービスの体系	30
☆介護保険制度と 障害福祉制度について	31
(2)障害福祉サービスの利用 サービス利用の流れ	32
(3)サービス利用負担額 ①障害福祉サービス等の 利用者負担金	33
②グループホームの 利用者への家賃助成	34
③所得を判断する際の世帯の範囲	34
④補装具費支給制度の 利用者負担額	34

### (4)市内福祉サービス事業所

①指定特定相談支援・ 指定障害児相談支援	35
②一般相談支援	35
③市内の障害福祉サービス一覧	36
④障害児通所支援	39
⑤市内の障害児支援事業所一覧	39

(5)その他の施設の利用	
①地域活動支援センターの利用	41
②簡易通園母子訓練施設 「あすなろ園」の利用	41
<b>6. 日常生活の支援</b>	
(1)外出援助	
①移動支援事業	42
②身体障害者補助犬の給付	44
③車いす対応軽自動車の貸出	44
④自動車運転免許適性相談	44
⑤自動車運転免許 取得費用の助成	44
⑥自動車改造費用の助成	44
⑦駐車禁止適用除外	45
⑧埼玉県思いやり駐車場制度	45
(2)生活支援	
①日中一時支援事業	46
②障害児(者)生活サポート事業	47
③訪問入浴サービス	48
④電話ファクシミリ使用料の助成	48
⑤電話リレーサービス利用料助成	48
⑥手話通訳者・要約筆記者の派遣	48
⑦医療的支援(訪問看護事業所)	49
⑧はり・きゅう・マッサージ利用券	49
(3)社会活動の助長・援助	
①市ホームページ	50
②かぞホッとメール	50
③「広報かぞ」等の 音声版の発行・配布	51
④「彩の国だより」点字版・ 音声版の発行・配布	51
⑤「県議会だより」点字版・ 音声版の発行・配布	52
⑥点字図書・録音図書の貸出、 対面朗読	52
⑦郵便による不在者投票	53
⑧福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業)	53
⑨介護マークの無償貸与	53
⑩見守りステッカーの配付	54
⑪ヘルプマーク・ヘルプカードの配付	54
⑫ちよこっとおたすけ絆サポート事業	54
<b>(4)機能訓練・レクリエーション</b>	
①加須市障がい者 スポーツ交流大会	55
②障がい者スポーツ・ レクリエーション	55
<b>7. 住宅・環境</b>	
①住宅改修費の給付	56
②重度身体障害者居宅 改善整備費の補助	56
③県営住宅の抽選当選率の優遇	56
<b>8. 就労・雇用の支援</b>	
①就職支度金の支給	57
②職業能力開発校	57
③トライアル雇用	57
④障害者委託職業訓練	57
⑤発達障害者就労支援センター (ジョブセンター)	58
<b>9. 年金・手当等</b>	
①障害基礎年金	59
②障害厚生年金	59
③ねんきんサテライト加須	59
④重度視覚障害者介助手当	60
⑤特別児童扶養手当(国の制度)	60
⑥児童扶養手当(国の制度)	60
⑦特別障害者手当等(国の制度)	61
⑧在宅重度心身障害者手当	61
⑨心身障害者扶養共済制度	62

<b>10. 税の控除・減免</b>	
①所得税の障害者控除	63
②市県民税の障害者控除	63
③医療費の控除	64
④自動車税・ 自動車取得税の減免	64
⑤軽自動車税の減免	65
⑥福祉タクシー利用料金の助成	68
⑦自動車燃料費の助成	68
⑧有料道路通行料金の割引	68
<b>(2)その他の各種割引</b>	
①NHK放送受信料の減免	70
②福祉保養施設	70
<b>11. 資金貸付制度</b>	
生活福祉資金の貸付	66
<b>12. 交通運賃・公共料金の割引</b>	
<b>(1)交通機関</b>	
①JR(鉄道)運賃の割引	66
②私鉄運賃の割引	67
③バス運賃の割引	67
④国内航空運賃の割引	67
⑤タクシー運賃の割引	68
<b>(2)災害時の支援</b>	
①緊急時(事件・事故)の連絡先	
①緊急時の110番通報	71
②緊急時の119番通報	71
②災害時の支援	
①災害時要援護者支援制度	72
②災害用バンダナ	72
③防災ラジオの貸し出し	73
④防災アプリ	73
<b>13. 災害時等の支援</b>	
<b>参考資料</b>	
卷末別表第1 身体障害者障害程度等級表	74
卷末別表第2 障害者総合支援法の対象疾病一覧(難病等)	79
卷末別表第3 指定難病一覧(指定難病に係る医療給付制度)	83
障害者のシンボルマーク	裏1

制度によっては一部自己負担や所得制限が設けられているもの、更新の手続きが必要となるもの、事前に申請が必要なものがあります。また、障害施設若しくは介護施設に入所された場合は、利用対象者であっても一部に制限が生じることもあります。

資格要件に該当しなくなったときやサービスの利用を止めるときは必ず各窓口へ連絡をお願いします。

## 障害程度別サービス一覧 【身体障害】

肢体不自由

	サービス／障害等級	1	2	3	4	5	6	ページ	備考
医療	重度心身障害者医療費助成	△	△	△	△			17	医療費の助成
	自立支援医療(育成医療)	△	△	△	△	△	△	18	18歳未満
	自立支援医療(更生医療)	△	△	△	△	△	△	18	18歳以上
補装具等	補装具費の支給	△	△	△	△	△	△	22	一部自己負担あり
	日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	△	△	△	23	一部自己負担あり
	紙おむつの給付	△	△					27	現物給付
	車いすの貸出	△	△	△	△	△	△	27	
日常生活の支援	移動支援事業	△	△					42	
	身体障害者補助犬の給付	○	○					44	埼玉県
	車いす対応軽自動車の貸出	△	△	△	△	△	△	44	車いす利用者
	自動車運転免許取得費用の助成	○	○	○	○	○	○	44	12万円を限度に助成
	自動車改造費用の助成	△	△	△	△	△	△	44	10万円を限度に助成
	駐車禁止適用除外	○	△	△	△			45	加須警察署
	日中一時支援事業	△	△	△	△	△	△	46	
	生活サポート	○	○	○	○	○	○	47	一部自己負担あり
	訪問入浴サービス	△	△	△	△	△	△	48	月2回の訪問入浴
	はり・きゅう・マッサージ利用券	○	○	○	○	○	○	49	1回2,000円の利用券2枚
	郵便による不在者投票	○	○					53	市選挙管理委員会
住宅	住宅改修費の給付	△	△	△				56	限度額20万円
	重度身体障害者居宅改善整備費の補助	△	△					56	限度額24万円
	県営住宅の抽選当選率の優遇	○	○	○	○			56	県住宅供給公社
年金・手当	障害基礎年金	△	△	△	△			59	障害年金
	特別児童扶養手当	○	○	○	△			60	20歳未満で所得制限あり
	特別障害者手当	△	△					61	月額29,590円の手当
	在宅重度心身障害者手当	△	△					61	月額5,000円の手当
	心身障害者扶養共済制度	○	○	○				62	扶養共済への加入
税金	所得税等の控除	○	○	○	○	○	○	63	税金の障害者控除
	自動車税・自動車取得税の減免	○	○	△	△	△	△	64	自動車税事務所
交通運賃・公共交通料金等	JR運賃割引	△	△	△	△	△	△	66	各会社窓口
	バス運賃割引	○	○	○	○	○	○	67	各会社窓口
	タクシー運賃割引	○	○	○	○	○	○	68	10%割引
	福祉タクシー利用料金の助成	○	○					68	タクシー利用券
	自動車燃料費助成	△	△	△	△	△		68	1㍑50円(月20㍑まで)
	有料道路通行料金の割引	△	△	△	△	△	△	68	50%割引
	NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	70	NHKさいたま放送局

△は一部該当です。○が付いていても対象外となる場合もあります(該当ページに詳細記載)。

## 障害程度別サービス一覧 【身体障害】

視覚障害

	サービス ／ 障害等級	1	2	3	4	5	6	ページ	備 考
医療	重度心身障害者医療費助成	△	△	△				17	医療費の助成
	自立支援医療(育成医療)	△	△	△	△	△	△	18	18歳未満
	自立支援医療(更生医療)	△	△	△	△	△	△	18	18歳以上
補装具等	補装具費の支給	△	△	△	△	△	△	22	一部自己負担あり
	日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	△	△	△	23	一部自己負担あり
	車いすの貸出	△	△	△	△	△	△	27	
日常生活の支援	移動支援事業	△	△					42	
	身体障害者補助犬の給付	○						44	埼玉県
	車いす対応軽自動車の貸出	△	△	△	△	△	△	44	
	自動車運転免許取得費用の助成	○	○	○	○	○	○	44	12万円を限度に助成
	自動車改造費用の助成	△	△	△	△	△	△	44	10万円を限度に助成
	駐車禁止適用除外	○	○	○	△			45	加須警察署
	日中一時支援事業	△	△	△	△	△	△	46	
	生活サポート	○	○	○	○	○	○	47	一部自己負担あり
	点字図書・録音図書の貸出等	○	○	○	○	○	○	52	
	重度身体障害者居宅改善整備費の補助	△	△					56	限度額 24万円
年金・手当	県営住宅の抽選当選率の優遇	○	○	○	○			56	県住宅供給公社
	障害基礎年金	△	△	△	△			59	障害年金
	重度視覚障害者介助手当	○	○					60	6か月以上介助
	特別児童扶養手当	○	○	○	△			60	20歳未満で所得制限あり
	特別障害者手当	△	△					61	月額29,590円の手当
	在宅重度心身障害者手当	△	△					61	月額 5,000円の手当
税金	心身障害者扶養共済制度	○	○	○				62	扶養共済への加入
	所得税等の控除	○	○	○	○	○	○	63	税金の障害者控除
	自動車税・自動車取得税の減免	○	○	○	△			64	自動車税事務所
交通運賃等・公共交通料金	JR運賃割引	△	△	△	△	△	△	66	各会社窓口
	バス運賃割引	○	○	○	○	○	○	67	各会社窓口
	タクシー運賃割引	○	○	○	○	○	○	68	10%割引
	福祉タクシー利用料金の助成	○	○					68	タクシー利用券
	有料道路通行料金の割引	△	△	△	△	△	△	68	50%割引
	NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	70	NHKさいたま放送局

△は一部該当です。○が付いていても対象外となる場合もあります(該当ページに詳細記載)。

## 障害程度別サービス一覧【身体障害】

	サービス／障害等級	2	3	4	5	6	ページ	備考
医療	重度心身障害者医療費助成	△	△	△			17	医療費の助成
	自立支援医療(育成医療)	△	△	△	△	△	18	18歳未満
	自立支援医療(更生医療)	△	△	△	△	△	18	18歳以上
補装具等	補装具費の支給	△	△	△	△	△	22	一部自己負担あり
	日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	△	△	23	一部自己負担あり
	難聴児の補聴器購入費用の助成	本文参照					27	18歳年度未
日常生活の支援	身体障害者補助犬の給付	○					44	埼玉県
	自動車運転免許取得費用の助成	○	○	○	○	○	44	12万円を限度に助成
	自動車改造費用の助成	△	△	△	△	△	44	10万円を限度に助成
	駐車禁止適用除外	○	○				45	加須警察署
	日中一時支援事業	△	△	△	△	△	46	
	生活サポート	○	○	○	○	○	47	一部自己負担あり
	電話ファクシミリ使用料助成	○	○				48	月1,000円を上限に補助
	電話リレーサービス利用料助成	△	△	△	△	△	48	月1,000円を上限に補助
	手話通訳者・要約筆記者の派遣	○	○	○		○	48	市障がい者福祉課へ
住宅	県営住宅の抽選当選率の優遇	○	○	○			56	県住宅供給公社
年金・手当	障害基礎年金	△	△	△			59	障害年金
	特別児童扶養手当	○	○	△			60	20歳未満で所得制限あり
	在宅重度心身障害者手当	△					61	月額5,000円の手当
	心身障害者扶養共済制度	○	○				62	扶養共済への加入
税金	所得税等の控除	○	○	○	○	○	63	税金の障害者控除
	自動車税・自動車取得税の減免	○	○				64	自動車税事務所
交通運賃等・公共料金	JR運賃割引	△	△	△	△	△	66	各会社窓口
	バス運賃割引	○	○	○	○	○	67	各会社窓口
	タクシー運賃割引	○	○	○	○	○	68	10%割引
	福祉タクシー利用料金の助成	○					68	タクシー利用券
	有料道路通行料金の割引	△	△	△	△	△	63	50%割引
	NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	△	70	NHKさいたま放送局

△は一部該当です。○が付いていても対象外となる場合もあります(該当ページに詳細記載)。

## 障害程度別サービス一覧 【身体障害】

内部機能障害

	サービス／障害等級	1	2	3	4	ページ	備考
医療	重度心身障害者医療費助成	△	△	△		17	医療費の助成
	自立支援医療(育成医療)	△	△	△	△	18	18歳未満
	自立支援医療(更生医療)	△	△	△	△	18	18歳以上
補装具等	補装具費の支給	△	△	△	△	22	一部自己負担あり
	日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	△	23	一部自己負担あり
	車いすの貸出	△	△	△	△	27	
日常生活の支援	車いす対応軽自動車の貸出	△	△	△	△	44	車いす利用者
	自動車運転免許取得費用の助成	○	○	○	○	44	12万円を限度に助成
	自動車改造費用の助成	△	△	△	△	44	10万円を限度に助成
	駐車禁止適用除外	○	○	○		45	加須警察署
	日中一時支援事業	△	△	△	△	46	
	生活サポート	○	○	○	○	47	一部自己負担あり
	訪問入浴サービス	△	△	△	△	48	月2回の訪問入浴
	郵便による不在者投票	○	○	○		53	市選挙管理委員会
住宅	県営住宅の抽選当選率の優遇	○	○	○	○	56	県住宅供給公社
年金・手当	障害基礎年金	△	△	△		59	障害年金
	特別児童扶養手当	○	○	○	△	60	20歳未満で所得制限あり
	特別障害者手当	△				61	月額29,590円の手当
	在宅重度心身障害者手当	△	△			61	月額5,000円の手当
	心身障害者扶養共済制度	○	○	○		62	扶養共済への加入
税金	所得税等の控除	○	○	○	○	63	税金の障害者控除
	自動車税・自動車取得税の減免	○	○	○		64	自動車税事務所
交通運賃等・公共料金	JR運賃割引	△	△	△	△	66	各会社窓口
	バス運賃割引	○	○	○	○	67	各会社窓口
	タクシー運賃割引	○	○	○	○	68	10%割引
	福祉タクシー利用料金の助成	○	○			68	タクシー利用券
	有料道路通行料金の割引	△	△	△	△	68	50%割引
	NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	70	NHKさいたま放送局

△は一部該当です。○が付いていても対象外となる場合もあります(該当ページに詳細記載)。

## 障害程度別サービス一覧 【知的障害】

	サービス ／ 障害等級	(A)	A	B	C	ページ	備 考
医療	重度心身障害者医療費助成	△	△	△		17	医療費の助成
補装具等	日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	△	23	一部自己負担あり
	紙おむつの給付	△	△			27	現物給付
日常生活の支援	移動支援事業	△	△	△	△	42	
	自動車運転免許取得費用の助成	△	△	△	△	44	12万円を限度に助成
	自動車改造費用の助成	△	△	△	△	44	10万円を限度に助成
	駐車禁止適用除外	○	○			45	加須警察署
	日中一時支援事業	△	△	△	△	46	
	生活サポート	○	○	○	○	47	一部自己負担あり
住宅	県営住宅の抽選当選率の優遇	○	○	○		56	県住宅供給公社
年金・手当	障害基礎年金	△	△	△	△	59	障害年金
	特別児童扶養手当	○	○	△		60	20歳未満で所得制限あり
	特別障害者手当	△	△			61	月額29,590円の手当
	在宅重度心身障害者手当	△	△			61	月額5,000円の手当
	心身障害者扶養共済制度	○	○	○	○	62	扶養共済への加入
税金	所得税等の控除	○	○	○	○	63	税金の障害者控除
	自動車税・自動車取得税の減免	○	○			64	自動車税事務所
交通運賃等・公共料金	JR運賃割引	△	△	△	△	66	各会社窓口
	バス運賃割引	○	○	○	○	67	各会社窓口
	タクシー運賃割引	○	○	○	○	68	10%割引
	福祉タクシー利用料金の助成	○	○			68	タクシー利用券
	自動車燃料費助成	○	○			68	1㍑50円(月20㍑まで)
	有料道路通行料金の割引	△	△	△	△	68	50%割引
	NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	70	NHKさいたま放送局

△は一部該当です。○が付いていても対象外となる場合もあります(該当ページに詳細記載)。

## 障害程度別サービス一覧 【精神障害】

	サービス ／ 障害等級	1	2	3	ページ	備 考
医療	重度心身障害者医療費助成	△	△		17	医療費の助成
	自立支援医療(精神通院)	△	△	△	19	医療費1割負担
具補等装	日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	23	一部自己負担あり
日常生活の支援	移動支援事業	△	△	△	42	
	自動車運転免許取得費用の助成	○	○	○	44	12万円を限度に助成
	自動車改造費用の助成	△	△	△	44	10万円を限度に助成
	駐車禁止適用除外	○			45	加須警察署
	日中一時支援事業	△	△	△	46	
	生活サポート	○	○	○	47	一部自己負担あり
住宅	県営住宅の抽選当選率の優遇	○			56	県住宅供給公社
年金・手当	障害基礎年金	△	△	△	59	障害年金
	特別児童扶養手当	△	△		60	20歳未満で所得制限あり
	特別障害者手当	△	△		61	月額29,590円の手当
	在宅重度心身障害者手当	△			61	月額5,000円の手当
	心身障害者扶養共済制度	△	△	△	62	扶養共済への加入
税金	所得税等の控除	○	○	○	63	税金の障害者控除
	自動車税・自動車取得税の減免	△			64	自動車税事務所
公共交通運賃等	JR運賃割引	○	○	○	66	各会社窓口
	バス運賃割引	○	○	○	67	各会社窓口
	NHK放送受信料の減免	△	△	△	70	NHKさいたま放送局

△は一部該当です。○が付いていても対象外となる場合もあります(該当ページに詳細記載)。

**障害程度別サービス一覧 【難病】** \*対象となる難病は巻末別表第2

	サービス／障害等級	対象	ページ	備考
医療	指定難病医療給付制度	○	21	相談窓口は加須保健所
補装具等	補装具費の支給	△	22	一部自己負担あり
	日常生活用具の給付・貸与	△	23	一部自己負担あり
	車いすの貸出	△	27	本文参照
日常生活の支援	車いす対応軽自動車の貸出	△	44	車いす利用者
	自動車運転免許取得費用の助成	○	44	12万円を限度に助成
	自動車改造費用の助成	△	44	10万円を限度に助成
	日中一時支援事業	△	46	
	生活サポート	○	47	一部自己負担あり
住宅	住宅改修費の給付	△	56	限度額 20万円
年金	障害基礎年金	△	59	障害年金

△は一部該当です。○が付いていても対象外となる場合もあります(該当ページに詳細記載)。

# 1 相談・援護の窓口

## 市の窓口

### ●福祉事務所(市役所内)

生活保護をはじめ、児童・高齢者・母子・障害者福祉の総合窓口として相談に応じ、情報提供、相談指導、援護を行うなど総合的な福祉サービスを提供しています。相談には、担当のケースワーカーがそれぞれの立場に立って、国・県・市で行っている福祉施策を最大限に活用し、いろいろな問題をともに解決して福祉の向上を図るようにしています。

心身に障がいのある方や、心身に障がいのある家族をお持ちの方は、福祉事務所にご相談ください。お近くの各総合支所でも相談に応じます。また、障がいが重いため窓口に相談に来られない方には、担当のケースワーカーが家庭訪問して相談に応じます。

#### 加須市役所

- ◇障がい者福祉課(障害者福祉)
  - ◇子育て支援課(児童福祉・母子福祉)
  - ◇すくすく子育て相談室(児童福祉・母子福祉)
- 〒347-8501 加須市三俣 2 丁目1-1  
電話 0480-62-1111(代表)／FAX0480-61-4281

#### 騎西総合支所 福祉健康担当

- 〒347-0192 加須市騎西 36-1  
電話 0480-73-1111(代表)／FAX0480-73-5501

#### 北川辺総合支所 福祉健康担当

- 〒349-1292 加須市麦倉 1481-1  
電話 0280-61-1204(直通)／FAX0280-62-3464

#### 大利根総合支所 福祉健康担当

- 〒349-1193 加須市北下新井 1679-1  
電話 0480-72-1317(直通)／FAX0480-72-4962

### ●健康に関する相談

新生児期からお年寄りまでの健康に関する相談や精神保健に関する相談、家庭訪問などによる指導が受けられます。

- ◇すくすく子育て相談室(こども)  
〒347-8501 加須市三俣 2 丁目1-1 電話 0480-62-1111(代表)  
0480-62-1510(直通)
- ◇いきいき健康医療課(加須保健センター内)(成人・高齢者)  
〒347-0061 加須市諒訪 1-3-6 電話 0480-62-1311

### ●障がい者虐待に関する相談・通報

養護者・障がい者福祉施設従事者・使用者(雇用主等)による虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合は、速やかに下記まで通報してください。

- ◇虐待通報ダイヤル # 7171(通話料がかかります)24時間・365日受付・対応
- ◇市の相談窓口:加須市役所 障がい者福祉課 ・各総合支所 福祉健康担当  
(電話番号等は上記参照)

## 県の窓口

### ●埼玉県加須保健所 療 精 難

乳幼児の発育発達に関する相談支援や子どもの心の健康相談、精神保健に関する普及啓発や相談、難病に関する療養上の相談を行います。

〒347-0031 加須市南町 5-15

電話 0480-61-1216／FAX0480-62-2936

### ●埼玉県総合リハビリテーションセンター 身 療

リハビリのための医療・訓練を行うほか、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく更生相談などの業務を行います。

〒362-8567 上尾市西貝塚 148-1

電話 048-781-2222(代表)／FAX048-781-1552

### ●埼玉県立精神保健福祉センター 精

埼玉県における地域精神保健福祉推進の中核施設として、心の病気の予防と治療、精神障害者の社会復帰訓練を総合的に行います。

〒362-0806 伊奈町小室 818-2

電話 048-723-3333(代表)／FAX048-723-1561

▽こころの電話

家庭内や学校での悩み、人間関係などの心の健康についての相談専用電話を設置しています。電話:048-723-1447(月～金曜、9:00～17:00)

### ●埼玉県社会福祉協議会

#### (1)権利擁護相談(権利擁護センター)

生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者や障がい者が、安心して日常生活を送れるよう、生活上の様々な相談を受け、解決に向け支援します。

相談内容	開所曜日	時間
生活相談	月曜日～金曜日	9:00～16:00
法律相談(要予約)	水・金曜日	13:00～14:30

\*祝日・年末年始を除く

【電話】 048-822-1204 又は 1240 ／ FAX048-822-1406

#### (2)福祉サービス苦情相談(埼玉県運営適正化委員会)

福祉サービスの利用に関する不満がある場合や事業者との話し合いで解決できない場合に相談を受け、解決に向け支援します。

【相談日】 月～金曜日 9:00～16:00(祝日・年末年始を除く)

【電話】 048-822-1243／FAX048-822-1406

相談窓口 〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 内

### ●埼玉県難聴児支援センター 身

難聴児及びその保護者から子育てなど生活上の悩み事について相談を受けます。

相談窓口 ◇ そうか光生園

〒340-0001 草加市柿木町 1215-1 電話 048-936-5968

◇ 皆光園

〒366-0811 深谷市人見 1998 電話 048-577-5503

## ●埼玉県障害者交流センター

障がいのある方が社会参加の促進を図るため、各種の相談、研修、教養の向上、スポーツ・レクリエーション活動などに利用できます。

〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1

電話 048-834-2222／FAX048-834-3333

## ●介護すまいる館の利用

【内 容】 主に介護が必要な障がい者などのための福祉機器、介護用品や住宅改修のモデル展示や情報の提供、相談などを行っています。

【開館時間】 火曜日～日曜日 9:00～17:00

(月曜日が祝日の場合はその翌日、毎月第1日曜日、年末年始は休館)

【場 所】 彩の国すこやかプラザ内

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65

電話 048-822-1195／FAX048-822-1426

## ●埼玉県医療的ケア児等支援センター・地域センター「たいよう」

日常的に医療的なケアを必要とするお子さんとご家族が、地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう、ご家族をはじめ、支援事業所、保育園、学校など医療的ケア児に関わるすべての方々からの相談をお受けします。

相談窓口 社会福祉法人清風会 福祉医療センター太陽の園 内

〒369-0101 熊谷市津田 1855-1 電話 0493-39-1114

## 高次脳機能障害の相談

高次脳機能障害とは

事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出てきてしまう障害を『高次脳機能障害』といいます。高次脳機能障害の症状は損傷を受けた脳の部分や範囲によって異なり、失語・失行・失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがあります。

## ●高次脳機能障害支援拠点 **精**

高次脳機能障害者及びその家族からの相談に対応する相談窓口を設置しています。

機関名	住所	電話番号	受付時間
埼玉県高次脳機能障害者支援センター	〒362-8567 上尾市西貝塚 148-1	048-781-2236 (相談専用)	9:00～17:00 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)
春日部厚生病院	〒344-0063 春日部市緑町 6-11-48	080-8181-4148 (相談専用)	9:00～17:00 月曜日～金曜日 (祝日を除く)
霞ヶ関南病院	〒350-1173 川越市安比奈新田 283-1	049-232-1313 (代表)	
埼玉県済生会鴻巣病院	〒365-0073 鴻巣市八幡田849	048-596-2221 (代表)	

## ●高次脳機能障害ピア・カウンセリング（埼玉県委託事業）**精**

地域の高次脳機能障害者及びその家族からの相談に対応し、相談者の気持ちに寄り添いながら助言及び支援を行っています。

◇特定非営利活動法人 地域で共に生きるナノ 電話 090-4759-7156

【受付時間】火曜日・金曜日、10:00～12:00、13:00～15:00(祝日・年末年始を除く)

## 障がい児相談

### ●市の窓口

**相談窓口** 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

### ●埼玉県立総合教育センター

子どもの発達・障害・養育など、面接相談を行っています。

埼玉県立総合教育センター特別支援教育担当

〒361-0021 行田市富士見町 2-24

電話 048-556-6164(代表)／FAX048-556-3396

### ●埼玉県熊谷児童相談所 **療**

18歳未満の児童の養育、発達に関する相談に応じ、児童の心理判定、児童福祉施設への入所などによりそれぞれの相談に必要な指導援助を行います。

〒360-0014 熊谷市箱田 5-13-1

電話 048-521-4152／FAX048-520-1036

### ●埼玉県立小児医療センター

地域の保健・医療・福祉・教育と連携しながら、子どもの健康増進・疾病の早期発見、地域保健活動の援助、発達の支援などの小児保健活動を行います。

〒330-8777 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 2

電話 048-601-2200(代表)／FAX048-601-2201

### 発達支援のための「サポート手帳」

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害及び学習障害などの発達障害のある方(その他、発達が気がかりな方など)について、乳幼児期から成人に至るまで一貫した支援や、様々な生活場面で障がいの特性を適切に理解してもらうことを目的に、希望者に対し「サポート手帳」を配布しています。

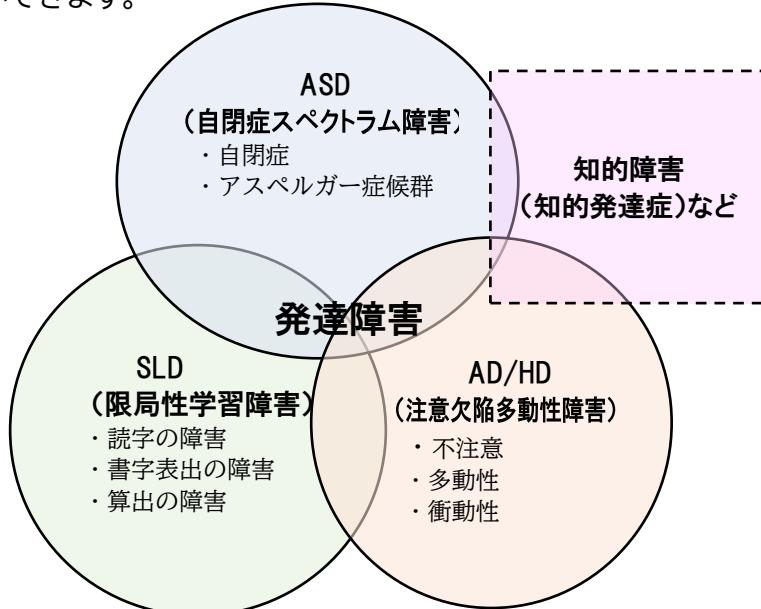
《配布場所》障がい者福祉課・各総合支所福祉健康担当・すくすく子育て相談室

## 発達障害の相談

### 発達障害とは

発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他のこれに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。(発達障害者支援法における定義より引用)

発達障害の特性について周囲の人が理解し、適切に支援することで日常生活の困難さを軽減することができます。



### (1)自閉症スペクトラム障害(ASD)

他の人の気持ちの共有や会話のやり取りが難しい、表情から気持ちが読み取れないなどの対人関係や社会的コミュニケーションの困難と、繰り返し行われる行動、特定の音や光など感覚刺激への偏った反応など、日常生活に困難を生じる発達障害の一つです。

### (2)注意欠陥多動性障害(AD/HD)

「集中できない(不注意)」「じっとしていられない(多動・多弁)」「考えるよりも先に動く(衝動的な行動)」などを特徴する発達障害です。

### (3)限局性学習障害(SLD)

全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示すさまざまな状態をいいます。

## ●市の相談窓口

**相談窓口** すぐすぐ子育て相談室  
障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

## ●埼玉県発達障害総合支援センター

〒330-0081 さいたま市中央区新都心1番地2 小児医療センター南玄関3階

【対象】18歳まで

【受付時間】月曜日～金曜日 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

電話 048-601-5551/FAX 048-601-5552

## ●埼玉県発達障害者支援センター(まほろば)

〒350-0813 川越市平塚新田東河原 201-2

【対象】19歳以上

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

電話 049-239-3553 ・ 049-239-3554/FAX 049-233-0223

## ●発達障害者就労支援センター(ジョブセンター)

P58を参照

## ●中核発達支援センター

発達障害のある子どもへの早期支援体制の充実を図るため、診療や療育支援を行っています。

法人名	所在地	連絡先	診療日
社会福祉法人埼玉医療福祉会 光の家療育センター	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1357	月曜日～金曜日 9:00～17:00
社会福祉法人東埼玉 中川の郷療育センター	北葛飾郡松伏町大字下赤岩 222	048-992-2701	月曜日～金曜日 8:40～17:00
社会福祉法人清風会 福祉医療センター太陽の園	熊谷市津田 1855-1	0493-39-2851	月・火・木曜日 9:00～16:00

※受診には予約が必要です。必ず事前にお問い合わせください。

### 障害者週間について

1975年の第30回国連総会で「障害者の権利宣言」が採択され、その日(12月9日)を「障害者の日」としました。

また、1992年の第47回国連総会で「国際障害者デー」と宣言した12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」とし、障がいのある方自身の自立と社会参加への意欲、国民の障害福祉に対する理解と認識をより一層高めるための期間としています。

## その他の窓口

### ●北埼玉障がい者生活支援センター

市の委託を受けた相談支援の専門機関です。

日常生活の助言・指導、福祉サービスの利用援助、就労支援、日常の諸手続きなど、障がい者の自立を図るために必要な支援を行っています。

#### ◇社会福祉法人 幸生会

〒348-0056 羽生市上川俣 1486-1 (障害者支援施設はくちょう園内)

【電話】 048-560-3411／FAX048-560-3412

【利用時間】 8:30～17:30 (日曜日は除く)

E-mail ; sien@kouseikai.net

#### ◇社会福祉法人 共愛会

〒348-8530 羽生市砂山 210

【電話】 048-560-0294／FAX048-577-7457

【利用時間】 8:30～17:30 (日曜日・祝日・年末年始は除く)

〒348-0054 羽生市西4-17-1(分室)

【電話】 048-560-0295

【利用時間】 月・木・金曜日 10:00～16:00 (祝日は除く)

\* 分室にて来所相談を行います。来所相談を希望される方は事前に電話にてご予約をお願いします

### ●社会福祉協議会

地域において住民の福祉を増進することを目的として、社会福祉に関連のある公的機関、住民団体、ボランティア、一般住民などの参加・協力のもとに様々な活動を行っています。

◇ 加須市社会福祉協議会 〒347-0033 加須市下高柳 1932-1

電話 0480-62-6451／FAX0480-62-6546

◇ 騎西支所 〒347-0105 加須市騎西 36-1

電話 0480-73-2341／FAX0480-73-3516

◇ 北川辺支所 〒349-1201 加須市柳生 66-1

電話 0280-62-4000／FAX0280-62-4766

◇ 大利根支所 〒349-1133 加須市琴寄 901-1

電話 0480-72-5069／FAX0480-72-1716

### ●身体障害者結婚相談員 身

結婚を希望する身体障がい者に対して、相談、紹介を行うとともに相互交流のつどいを開催しています。

【相談日】 月・水・金曜日 10:00～16:00(来所前に電話連絡(予約)をしてください)

相談窓口 埼玉県身体障害者福祉協会

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5

電話 048-822-5333／FAX048-831-6442

## ●心身障害者(児)歯科診療 **身 療**

【内 容】 地域の歯科医院で治療できない障がい者(児)が県立施設障害者歯科診療所(県立診療所)による治療を受けられます。費用は、通常の保険請求によります。

【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方

診療は予約制です。原則として地域歯科医又は市からの紹介が必要です。

◇県立施設障害者歯科診療所等

医療機関名	住 所	電話番号
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚 148-1	048-781-2222
埼玉県社会福祉事業団 そうか光生園	草加市柿木町 1215-1	048-936-5088
埼玉県社会福祉事業団 皆光園	深谷市人見 1998	048-573-2021
埼玉県社会福祉事業団 嵐山郷	嵐山町大字古里 1848	0493-62-6221
埼玉県社会福祉事業団 あさか向陽園	朝霞市青葉台 1-10-60	048-466-1411
(社)埼玉県歯科医師会口腔保健センター	さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65	048-835-3210

【受診方法】

- (1) 診療所へ行くことが可能な方(訪問による診察を含む)
  - ・歯科医師を受診(又は訪問による診察)し、紹介状の交付を受けます。
  - ・県立診療所に連絡し予約をとり、予約日に紹介状を持参し、受診します。
- (2) 診療所へ行くことが困難な場合
  - ・市役所へ相談し、受診する方の状態等を伝えます。
  - ・市役所は、聞き取った内容を県立診療所へ通知します。
  - ・県立診療所から、受診する方へ連絡があり、診療日を決定します。
  - ・予約した診療日に受診します。

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

## ●身体障害者相談員・知的障害者相談員 **身 療**

民間の協力者が相談員となり、障がいのある方やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたります。

相談を希望される方は、障がい者福祉課にご連絡ください。

## ●身体・知的障がい者合同相談会 **身 療**

障がいのある方から生活上の悩み事について相談を受けています。

毎年12月に開催しております。

\*具体的日程は、「広報かぞ」でご確認ください。

## ●民生委員・児童委員、主任児童委員

障がいのある方や地域の要援護者の自立更生を援助指導するとともに、関係機関との協力のもとに社会福祉の増進に努めています。

また、主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとして、地域を担当する児童委員と一体になって活動します。

## ●埼玉県視覚障害者福祉協会 加須支部

視覚に障害をおもちの方と、そのご家族の支援をしてくれる方は、障がい者福祉課にご連絡ください。

## 難病の相談

### ●埼玉県加須保健所

指定難病に関する療養上の相談を行います。

〒347-0031 加須市南町 5-15

電話 0480-61-1216／FAX0480-62-2936

### ●埼玉県難病相談・支援センター(医療の相談)

難病患者の療養生活や日常生活、介護などに関する様々な悩みや不安、患者会や福祉サービス制度等について、相談に応じています。

【利用時間】月曜日～金曜日 10:00～16:00

相談窓口 国立病院機構東埼玉病院

〒349-0196 蓼田市黒浜 4147

電話 048-768-3351／FAX048-768-2305

### ●埼玉県難病相談支援センター(生活の相談)

ピアソーター(難病患者やその家族など)が患者会の紹介、日常生活の相談やピア・カウンセリングを行っています。

【利用時間】月曜日～金曜日 10:00～16:00

相談窓口 社団法人埼玉県障害難病団体協議会 埼玉県障害者交流センター内

〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3 丁目 10-1

電話 048-834-6674／FAX048-831-8005

## 成年後見制度

### ●成年後見制度 療 精

【内 容】知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で、判断能力の不十分な人は、介護・福祉サービスや医療機関の利用、または財産の管理などを一人で行うことが難しい場合があります。このような人たちを法律で守り、支えるのが成年後見制度です。

#### ①任意後見制度

本人の判断能力があるうちに、予め、本人が選んだ人に、自分の代わりに行ってもらいたい内容を契約で決めておきます。

#### ②法定後見制度

本人の判断能力が不十分になったら、家庭裁判所が、本人の判断能力に応じて、成年後見人等を選任します。

・後見…判断能力が欠けているのが通常の状態の方が対象

・保佐…判断能力が著しく不十分な方が対象

・補助…判断能力が不十分な方が対象

【対象者】知的障がい者、精神障がい者、認知症(高齢者)等

相談窓口 埼玉弁護士会 高齢者・障害者権利擁護センター「しんらい」

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂4-7-20

電話 048-865-5770

さいたま家庭裁判所 久喜出張所

〒346-0016 埼玉県久喜市東1-15-3

電話 0480-21-0157

## 就学相談

### ●特別支援学級・通級指導教室（令和7年4月1日～）

学びに困難さを抱えた児童生徒に対して、その子が抱える困難さを解消できるように適切な教育を行うため、市内の小学校及び中学校に特別支援学級や通級指導教室が設置されています。

学校名	住所	電話番号	特別支援学級	通級指導教室
加須小学校	本町 4-25	0480-61-1001	○	○
不動岡小学校	不動岡 798	0480-61-2611	○	
三俣小学校	北小浜 850	0480-61-2612	○	○
礼羽小学校	礼羽 560	0480-61-2613	○	
大桑小学校	南大桑 3388-1	0480-65-2207	○	
水深小学校	大室 165	0480-65-2205	○	
樋邊川小学校	下樋邊川 427	0480-68-5770	○	
志多見小学校	志多見 633	0480-61-2339	○	
大越小学校	大越 2115	0480-68-6606	○	
花崎北小学校	花崎北 3-1	0480-66-2567	○	
加須南小学校	下高柳 1991	0480-63-2255	○	
騎西小学校	騎西 52-3	0480-73-0004	○	○
田ヶ谷小学校	内田ヶ谷 447-3	0480-73-0299	○	
種足小学校	中種足 123	0480-73-0199	○	
鴻茎小学校	鴻茎 1596-2	0480-73-0063	○	○
高柳小学校	上高柳 889	0480-73-1549	○	
北川辺西小学校	麦倉 1189	0280-62-2021	○	
北川辺東小学校	向古河 54	0280-62-2202	○	
大利根東小学校	旗井 807	0480-72-3116	○	○
原道小学校	細間 699	0480-72-3117	○	○
豊野小学校	生出 313-1	0480-72-3114	○	
元和小学校	北下新井 521-1	0480-72-3115	○	
昭和中学校	北小浜 70	0480-61-0300	○	
加須西中学校	馬内 1	0480-61-2625	○	
加須東中学校	花崎 1 丁目 22-1	0480-65-2206	○	
加須北中学校	上樋邊川 4128	0480-68-5651	○	
加須平成中学校	南大桑 1860	0480-67-1221	○	○
騎西中学校	騎西 1001	0480-73-0039	○	
北川辺中学校	麦倉 3705	0280-62-2402	○	
大利根中学校	北下新井 1705-1	0480-72-3118	○	

### ●特別支援学校

障がいの種類によって学校は異なり、加須市を学区域とする特別支援学校は、以下のとおりとなります。

区分	学校名	住所	電話番号
知的障害	県立騎西特別支援学校 (加須地域、騎西地域)	加須市上種足 888	0480-73-3510
	県立久喜特別支援学校 (北川辺地域、大利根地域)	久喜市上清久 1100	0480-23-0081
肢体不自由	県立宮代特別支援学校	宮代町金原 636-1	0480-35-2432
聴覚障害	県立大宮ろう学園	さいたま市北区植竹町 2-68	048-663-7525
視覚障害	県立塙保己一学園	川越市笠幡 85-1	049-231-2121

#### 相談窓口

加須市教育委員会 学校教育課 特別支援教育担当 電話 0480-62-1111

加須市立教育センター(市民プラザかぞ内) 電話 0480-62-2955

## ●特別支援教育就学奨励制度

特別支援学級に在籍する児童・生徒及び特別支援学校へ就学する児童・生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、その就学に必要な給食費や学用品費、修学旅行費などの経費について、世帯の収入等に応じ補助するものです。

### ◇特別支援学級

#### 【対象】

市内小・中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒及び学校教育法施行令第22条の3に該当する児童・生徒の保護者

#### 【手続方法】

毎年6月頃、対象児童・生徒の保護者に、特別支援教育就学奨励費のご案内をいたしますので、指定された日までに各学校で手続をしてください。

#### 【提出書類】

- ・特別支援教育就学奨励費支給申請書
- ・特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書

#### 【援助の内容】 支給額は、国の基準に基づいて行います。

**相談窓口** 加須市教育委員会学校教育課 学務担当 電話 0480-62-1111(内線 363)

### ◇特別支援学校

#### 【対象】

県内の特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者等

#### 【補助対象となる経費】

補助対象となる経費は、下表のとおりですが、学部や支弁区分によって補助の限度額や割合が異なるため、保護者等が負担した費用の全額が支給されるわけではありません。

#### 【支給対象経費一覧】

教科用図書購入費		
学校給食費		
交通費	通学費	本人経費、付添人経費
	帰省費	本人経費、付添人経費
	職場実習交通費	
	交流及び共同学習費	
寄宿舎経費 (限度額あり)	寝具購入費	
	日用品等購入費	
	食費	
修学旅行費 (限度額あり)	修学旅行費	本人経費、付添人経費
	校外活動等参加費	本人経費、付添人経費
	職場実習宿泊費	
学用品購入費 (限度額あり)	学用品・通学用品購入費	
	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	
オンライン学習通信費(限度額あり)		

#### 【主な提出書類】

- ・収入額・需要額調書
- ・マイナンバー関係書類  
(又は世帯員の収入に関する証明書)
- ・通学明細書
- ・口座振替依頼書など

#### 【申請手続】

各特別支援学校へ申請手続を行います。必要な申請書類、提出日等は、各学校からご連絡します。

**相談窓口** 埼玉県教育局 特別支援教育課 総務・振興助成担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号第2庁舎10階

電話 048-830-6885/FAX 048-830-4960

## 就業相談

### ●北埼玉障がい者就労支援センター

障がいのある方の就労と障がい者雇用をお考えの事業所の支援を行っています。

相談窓口　社会福祉法人 共愛会

〒348-8530 羽生市砂山 210

【電話】048-561-0296 ／ FAX048-577-7457

【利用時間】8:30～17:30（日曜・祝日・年末年始は除く）

〒348-0054 羽生市西4-17-1(分室)

【電話】048-560-0295

【利用時間】8:30～16:00（月・木・金曜日）

\*分室にて来所相談を行います。来所相談を希望される方は事前に電話にてご予約をお願いします。

### ●埼葛北障害者就業・生活支援センター

障がい者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障がい者の職業生活における自立を図るために必要な支援を行っています。

相談窓口 〒346-0011 久喜市青毛 753-1 ふれあいセンター久喜内

電話 0480-21-3400／FAX0480-26-4870

### ●埼玉障害者職業センター

障がい者の就労と雇用の安定を図るため、公共職業安定所と連携しながら、就職のための相談、職業評価、職業準備訓練、職業適応援助者(ジョブコーチ)による人的支援事業などを行います。

相談窓口 〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 136-1

電話 048-854-3222／FAX048-854-3260

### ●公共職業安定所(ハローワーク)

障がい者の就労などについて、専門の担当者が相談・紹介を行います。障がい者が求職申込をすると、障がいの状況、技能、知識、適性、希望などが登録され、就職から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを行います。また、障がい者の雇用を促進するために事業主への各種助成制度を実施します。

相談窓口 〒361-0023 行田市長野 943

電話 048-556-3151／FAX048-556-1309

### ●埼玉県障害者雇用総合サポートセンター

より多くの企業に障がい者雇用への理解を深めてもらうため、見学会を開催し、障がい者の能力や技術などをアピールするとともに適した業務内容や管理手法などの障がい者雇用に関する専門的な提案・助言を行います。また、就労を希望する障がい者に、関係機関と連携して障がいの程度に応じた仕事の提案やコーディネートを行います。

相談窓口 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館1階

電話 048-827-0540／FAX048-827-1033

## 障がい者団体

### 市内の障がい者団体 身 療

加須市内には、心身に障がいのある子をもつ父母の団体や同じ障がいをもつ人々が生活や福祉の向上をめざすため組織した団体があり、さまざまな活動をしています。

各団体の活動内容や入会方法等問い合わせを希望する方は、障がい者福祉課にご連絡ください。

#### 身体障害関係団体

団体名	代表者名
加須地域身体障害者福祉会	鈴木さん
加須市聴覚障害者協会	秋山さん
埼玉県視覚障害者福祉協会加須支部	金子さん

#### 知的障害関係団体

団体名	代表者名
加須手をつなぐ親の会	松本さん

#### 各種障害者手帳について

- 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に記載のある「第1種・第2種」については、旅客運賃の割引などに適用されるものです。
- 平成27年9月まで、埼玉県の障害者手帳の色は、身体障害者手帳は赤色、療育手帳は緑色、精神障害者保健福祉手帳は水色でしたが、平成27年10月以降に交付されるものは手帳の種類を問わず全て紺色になります。旧来の色の手帳も、再交付を受けると紺色になります。

#### 障害者手帳アプリ『ミライロ ID』とは

株式会社ミライロが提供する障害者手帳を所有している方を対象としたスマートフォンアプリで、障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をスマートフォンアプリに登録し、登録後の画面を提示することで本人確認や障害者割引等を受ける事が出来ます。

※登録できる障害者手帳は、いずれも顔写真が添付されているものに限ります。



## 2 障害者手帳

### ①身体障害者手帳の交付(紺色又は赤色) **身**

【内 容】 身体の障がいについて、身体障害者福祉法で定める障害程度に該当すると認められた方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。障がいの程度によって1級から6級(数字が小さい級が重度)までに区分されます。

申請には、身体障害者福祉法第15条に基づく指定医師の診断書が必要です。

【対象者】 視覚、聴覚、平衡機能・音声・言語・そしゃく機能、肢体(上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能)、心臓機能、腎臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害のある方

#### ◆申請の手続き

手続きが必要な場合		手続きに必要なもの			
		マイナンバーの書類*	写真	診断書	手帳
新規申請	初めて手帳を申請するとき	<input type="radio"/>	2枚	<input type="radio"/>	-
再交付	障害変更	障がいの程度が変わったとき 他の障がいが加わったとき	<input type="radio"/>	2枚	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
	再認定	再認定の更新をするとき	<input type="radio"/>	2枚	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
	紛失	手帳をなくしたとき	<input type="radio"/>	2枚	- -
	破損	手帳を破損したとき	<input type="radio"/>	2枚	- <input type="radio"/>
	その他	写真を貼り替えるとき	<input type="radio"/>	2枚	- <input type="radio"/>
	氏名変更	氏名が変わったとき	<input type="radio"/>	2枚	- <input type="radio"/>
転入	住所が変わったとき ※転出は県外及びさいたま市・川 越市・越谷市の場合	<input type="radio"/>	-	-	<input type="radio"/>
転居		<input type="radio"/>	-	-	<input type="radio"/>
転出		<input type="radio"/>	-	-	-
返還	死亡、障害手帳の程度に該当しなくなったとき	<input type="radio"/>	-	-	<input type="radio"/>

\* マイナンバーの書類については、表紙1ページを参照ください。

\* 診断書(意見書)の用紙は、障がい者福祉課及び各総合支所福祉健康担当にあります。

\* 写真は、「縦4cm×横3cm、上半身脱帽、1年以内に撮影したもの」をお願いします。

\* 申請してから手帳交付までには2~3か月程度の期間を要します。

\* 指定医については、加須市役所障がい者福祉課又は各総合支所福祉健康担当にお問い合わせください。さいたま市・川越市・越谷市・川口市・埼玉県外の指定医については、それぞれの自治体にお問い合わせください。

手帳には原則として有効期限はありません。ただし、障害程度に変化が見込まれる場合(軽度化)は再認定期間が設けられます。再認定期間が近づきましたら更新の手続きをしてください。(手帳「要再認定」欄が空欄の方は更新不要です)

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

## ②療育手帳の交付(紺色又は緑色) 療

【内 容】 知的障がいに関する各種の援護を受けるために必要な手帳です。知的障がいとは、先天的な原因、あるいは生後比較的早い時期に脳に受けた障がいのため、知能の発達が著しく遅れ又は停滞しているものと定義されており、次の3点の条件を満たす方に手帳が交付されます。

- ① 18歳未満の発症(医学的には精神遅滞という診断)
- ② 概ねIQ70以下
- ③ 適応行動の障がいを伴うもの

### 【障害の程度】

	Ⓐ (最重度)	A (重度)	B (中度)	C (軽度)
知能指数	20以下	21~35	36~50	51~70

【対象者】 知的障害者更生相談所(県総合リハビリテーションセンター)又は児童相談所において、知的障がい者(児)と認定された方

【申請の流れ】 市役所で申請書提出・面談の実施後、判定は埼玉県の各専門機関が行います。

«18歳未満の方» 埼玉県熊谷児童相談所

〒360-0014 熊谷市箱田5-13-1 電話 048-521-4152

«18歳以上の方» 埼玉県総合リハビリテーションセンター

〒362-8567 上尾市西貝塚148-1 電話 048-781-2222(代表)

### ◆申請の手続き

手続きが必要な場合		手続きに必要なもの		
		マイナンバーの書類*	写真	手帳
新規申請	初めて手帳を申請するとき	<input type="radio"/>	2枚	-
再判定	障害程度の再判定を受けようとするとき(手帳に記載されている次の判定日までにする手続き)	<input type="radio"/>	1枚	<input type="radio"/>
再交付	紛失・破損	手帳をなくした(破損した)とき	<input type="radio"/>	1枚 <input type="radio"/> (破損)
	その他	写真を貼り替えるとき	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
変更	居住地変更	住所が変わったとき	<input type="radio"/>	- <input type="radio"/>
	氏名変更	氏名が変わったとき	<input type="radio"/>	- <input type="radio"/>
返還	死亡、障害手帳の程度に該当しなくなったとき	<input type="radio"/>	-	<input type="radio"/>

\* マイナンバーの書類については、表紙1ページを参照ください。

\*写真は、「縦4cm×横3cm、上半身脱帽、1年以内に撮影したもの」でお願いします。

\*新規申請の方は、母子手帳など本人の生育歴のわかるものをお持ちください。

\*申請してから手帳交付までには、18歳未満は2~3か月、18歳以上は5か月程度の期間を要します。

児童で手帳を取得した場合は1~5年の再判定期間がつきます。判定日が近づきましたら更新の手続きをしてください。

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

### ③精神障害者保健福祉手帳の交付(紺色) 精

**【内 容】** 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める障害程度に該当すると認められた方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。障がいの程度によって1級から3級(数字が小さい級が重度)に区分されます。有効期限は2年間です。有効期限ごとに障がいの状況を確認し、更新することができます。

**【対象者】** 精神疾患(統合失調症、うつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患)を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方。

\*初診から6か月を経過している必要があります。

#### 【障害の程度】

1級	単独で日常生活が困難な方(障害年金1級程度)
2級	日常生活に著しい制限を受ける方(障害年金2級程度)
3級	日常生活・社会生活に制限を受ける方(障害年金3級より広い範囲)

### ◆申請の手続き

手続きが必要な場合		手続きに必要なもの			
		マイナンバー の書類※	写真	診断書	手帳
新規申請	初めて手帳を申請するとき	<input type="radio"/>	1枚	<input type="radio"/>	-
更新	有効期限の更新をするとき	<input type="radio"/>	1枚	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
再交付	等級変更	障がいの状態が変わったとき	<input type="radio"/>	1枚	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
	紛失・破損	手帳をなくした(破損した)とき	<input type="radio"/>	1枚	<input type="radio"/> (破損)
変更	居住地	住所が変わったとき	<input type="radio"/>	-	<input type="radio"/>
	氏名	氏名が変わったとき	<input type="radio"/>	-	<input type="radio"/>
返還	死亡、障害手帳の程度に該当しなくなったとき	-	-	-	<input type="radio"/>

※ マイナンバーの書類については、表紙1ページを参照ください。

\*診断書・意見書の用紙は、加須市役所障がい者福祉課及び各総合支所福祉健康担当にあります。

\*写真は、「縦4cm×横3cm、上半身脱帽、1年以内に撮影したもの」をお願いします。

\*申請してから手帳交付までには2~3か月程度の期間を要します。

\*精神障害を事由とした障害年金を受給している場合は、年金の証書などで申請することができます。

**相談窓口** 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

### 3 医療費の助成

#### ①重度心身障害者医療費の助成 身 療 精

【内 容】重度の心身障がい者(児)が病院などで診療を受ける場合に、各種医療保険制による医療費の一部負担金(高額療養費・附加給付等を除く)を助成する制度です。交通費、健康診断料、文書料、予防接種代等は助成の対象外となります。また、精神障害者保健福祉手帳1級で国民健康保険又は社会保険加入の方は、精神病床の入院費用も対象外です。

【対象者】次のいずれかに該当する方

- 1 1級、2級、3級の身体障害者手帳をお持ちの方
- 2 Ⓐ、A、Bの療育手帳をお持ちの方
- 3 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(平成27年1月～対象)
- 4 65歳以上で後期高齢者医療制度等による障害認定を受けた方(②を参照)  
⇒65歳未満の時点で、後期高齢者医療制度等の障害認定に該当する状態に  
あつた方に限る

※ただし、次に該当する方は除きます。

- ・平成27年1月1日以降に、対象となる障害者手帳の交付を受け、その手帳に記載された交付年月日現在で65歳以上の方
- ・生活保護を受けている方又は中国残留邦人等の認定を受けている方

【所得制限】毎年9月に所得判定を行い、本人の前年の各種控除後所得が基準額を超えた場合、その年の10月1日から翌年9月30日まで資格停止となり、その間に受診した医療費は助成対象外となります。

【必要書類】

- 1 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳  
(障害者手帳は取得していないが、国民年金法等障害年金の1級又は2級の受給により後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方は、年金証書が必要となります。)
- 2 健康保険証または資格確認書
- 3 預金通帳(本人名義のもの)
- 4 マイナンバーの書類(表紙1ページ参照)

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

#### ②後期高齢者医療制度 身 療 精

【内 容】一定の障害のある方は65歳から後期高齢者医療制度に加入できます。後期高齢者医療制度では現役並みの所得がある方を除き、1割又は2割負担で医療を受けることができます。なお、保険料は一人ひとりの所得に応じて計算されます。

【対象者】  
1 国民年金法等障害年金の1級、2級を受給されている方  
2 身体障害者手帳1～3級の方、4級のうち次の4項目の障害に該当する方  
①音声、言語機能の著しい障害 ②両下肢の全ての指を欠く  
③一下肢の下腿1/2以上を欠く ④一下肢の機能の著しい障害  
3 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方  
4 療育手帳Ⓐ、Aの手帳をお持ちの方

相談窓口 加須市役所 国保年金課・各総合支所 市民税務担当

### ③未熟児養育医療の給付

【内 容】 未熟児の正常な発育を図るため、出生体重 2,000g以下の未熟児等に1歳になるまでを限度として、入院の医療給付を行っています。

指定養育医療機関に委託して給付します。

【費 用】 扶養義務者の所得税額により、一部負担金があります。

相談窓口 加須市役所 すぐすぐ子育て相談室・各総合支所 福祉健康担当

### ④自立支援医療(育成医療) 身

【内 容】 身体上の障がいを軽くしたり、機能を回復することができるような医療を都道府県等が指定する医療機関(担当医師)で受けられます。

【対 象 者】 身体に障がいのある児童(18歳未満)

【対象疾患】 肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、音声・言語機能障がい、内部障がい等

【費 用】 原則として医療費の1割負担。詳細は P20 の別表を参照。

◎事前申請が必要です

※マイナンバーの書類については、表紙1ページを参照ください。

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

### ⑤自立支援医療(更生医療) 身

【内 容】 身体上の障がいを軽くしたり、機能を回復することができるような医療を都道府県等が指定する医療機関(担当医師)で受けられます。

【対象者】 18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方

【費 用】 原則として医療費の1割負担。詳細は P20 の別表を参照。なお、入院時の食事療養費又は生活療養費(いずれも標準負担額相当)については原則自己負担となります。

◎事前申請が必要です

※マイナンバーの書類については、表紙1ページを参照ください。

障害認定内容	医療内容
肢体不自由	人工関節置換術、骨切術など
視覚障害	白内障手術、角膜移植手術、眼球摘出後の組織充てん術、義眼包埋術など
聴覚障害	外耳道形成術、人工内耳など
音声・言語・そしゃく機能障害	上(下)顎骨形成術、歯科矯正治療など
心臓機能障害	弁形成・置換術、大動脈冠動脈バイパス術、ペースメーカー埋め込み術、経皮的冠動脈形成術など
腎臓機能障害	血液透析、腎移植術など
肝臓機能障害	肝臓移植術など
小腸機能障害	中心静脈栄養法
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調節療法など

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

#### 指定医療機関(担当医師)

指定医療機関(担当医師)については、加須市障がい者福祉課又は、各総合支所福祉健康担当にお問合せください。

さいたま市・川越市・越谷市・川口市・埼玉県外の指定医療機関については、それぞれの自治体にお問合せください。

## ⑥自立支援医療(精神通院医療) 精

【内 容】精神疾患で定期的な通院医療を必要とする方が支払う医療費について、自己負担額の一部を公費で負担する制度です。病院・診療所での診察、院外処方箋、精神科デイケア、訪問看護ステーションを利用した際に対象となります。

【対象者】精神疾患(てんかん、認知症なども含む)で通院治療を受けている方

【費 用】原則として医療費の1割負担。詳細はP20 の別表を参照

【申請の手続き】

手続きが必要なとき		申請に必要な書類			
		マイナンバー の書類*	意見書 (診断書)	保険証 (資格確認書)	受給者証
新規 再認定	医療のみ申請するとき	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-
	医療と手帳あわせて申請するとき	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-
内容 変更	住所・氏名・医療機関が変わったとき	<input type="radio"/>	-	-	<input type="radio"/>
	県外から転入してきたとき	<input type="radio"/>	-	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	医療保険証が変わったとき	<input type="radio"/>	-	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	デイケア・訪問看護の追加をするとき	<input type="radio"/>	-	-	<input type="radio"/>
再交付	紛失・破損したとき	<input type="radio"/>	-	-	<input type="radio"/> (破損)
返還	死亡又は不要になったとき	-	-	-	<input type="radio"/>

\* マイナンバーの書類については、表紙1ページを参照ください。

\* 有効期間は1年で、再認定の手続きは期限の3か月前から可能です。

\* 精神障害者保健福祉手帳とあわせて申請するときは、意見書が不要となる場合があります。

\* 再認定の場合は、意見書(診断書)の提出が原則2年に1度必要です。

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

## 別表 自立支援医療の利用者負担額

自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院)自己負担額は原則1割ですが、受給者の収入や世帯(※1)の所得、疾病等の状況(「重度かつ継続(※2)」に該当するか)に応じて、毎月の自己負担上限額が設定されています。

※1 住民票上の家族ではなく、同じ健康保険に加入している家族としています。そのため、同居しても異なる健康保険に加入している家族の方は、別世帯となります。

※2 継続的な通院治療を受ける必要があり、相当額の医療費がかかる方となります。該当するかは病状によって異なりますので、医療機関にご相談ください。

区分	自己負担割合	1か月の自己負担上限額	
		「重度かつ継続」に該当しない	「重度かつ継続」に該当する
生活保護世帯	0割	0円	
市町村民税非課税世帯(低所得1) 本人収入額 年 80万9千円以下	1割	2,500円	
市町村民税非課税世帯(低所得2) 本人収入額 年 80万9千円超		5,000円	
市町村民税(中間1) 所得割 3万3千円未満		上限額の設定なし(医療保 険の自己負担限度額)	5,000円
市町村民税(中間2) 所得割 23万5千円未満		(♦1 5,000円/10,000円)	10,000円
市町村民税(一定所得以上) 所得割 23万5千円以上	一般医療と 同じ扱い ♦2のみ1割	自立支援医療対象外 (一般医療と同じ扱い)	♦2 20,000円

◆令和9年3月31日までの経過的特例措置となります。

(♦1 育成医療 ♦2 精神通院・更生医療・育成医療)

## ⑦先天性血液凝固因子欠乏症等医療の給付

【内 容】 20歳以上の先天性血液凝固因子欠乏症等で治療を受けている方を対象として医療の給付を行っています。

### 【対象疾患】

1	第I因子(フィブリノゲン)欠乏症	7	第X因子(スチュアートプラウア)欠乏症
2	第II因子(プロトロンビン)欠乏症	8	第XI因子(PTA)欠乏症
3	第V因子(不安定因子)欠乏症	9	第XII因子(ヘイグマン因子)欠乏症
4	第VII因子(安定因子)欠乏症	10	第XIII因子(フィブリン安定化因子)欠乏症
5	第VIII因子欠乏症(血友病A)	11	ファン・ヴィルブランド病
6	第IX因子欠乏症(血友病B)	12	血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症

相談窓口 埼玉県加須保健所 〒347-0031 加須市南町5-15  
電話 0480-61-1216/FAX0480-62-2936

## ⑧小児慢性特定疾患医療費助成制度

【内 容】下記の対象疾患に罹患し、一定の状態にあって治療している18歳未満の児童を対象として指定医療機関で医療費の助成を行っています。

【費 用】受給者の加入する健康保険における世帯単位の市町村民税(所得割)の課税額などに応じた自己負担があります。(血友病等及び生活保護受給者は自己負担がありません)

### 【対象疾患群】

1	悪性新生物	9	血液疾患
2	慢性腎疾患	10	免疫疾患
3	慢性呼吸器疾患	11	神経・筋疾患
4	慢性心疾患	12	慢性消化器疾患
5	内分泌疾患	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
6	膠原病	14	皮膚疾患
7	糖尿病	15	骨系統疾患
8	先天性代謝異常	16	脈管系疾患

相談窓口 埼玉県加須保健所 〒347-0031 加須市南町5-15

電話 0480-61-1216/FAX0480-62-2936

## ⑨指定難病医療給付制度 難

【内 容】指定難病の治療を受けている方が、指定医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費の一部又を給付します。対象となる指定難病はP83の巻末別表第3をご覧ください。

【費 用】受給者の加入する健康保険における世帯単位の市町村民税(所得割)の課税額などに応じた自己負担があります。(生活保護受給者は自己負担がありません)

相談窓口 埼玉県加須保健所 〒347-0031 加須市南町5-15

電話 0480-61-1216/FAX0480-62-2936

## ⑩結核医療費の公費負担

【内 容】(1)結核感染のおそれがあるため、保健所の勧告・措置により入院している方は医療保険と公費で全額負担します。ただし、世帯全員の市町村民税所得割額が56万4千円を超える場合には、月額2万円の自己負担があります。

(2)通院などにより結核の治療を受けている方のうち、保健所が公費負担を承認している方

【費用等】一般の結核患者は結核医療費の95%、入院患者は全額(所得制限あり)を医療保険及び公費で負担します。

相談窓口 埼玉県加須保健所 〒347-0031 加須市南町5-15

電話 0480-61-1216/FAX0480-62-2936

## 4 福祉用具の給付・貸与

障がい者(児)、難病患者の日常生活を容易にするため、福祉用具の給付などを行っています。

### ① 補装具費の支給・貸与 **身 難**

**【内 容】**身体障がい者(児)、難病患者の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするための補装具を購入(修理)、又は貸与を受ける際に補助が受けられます。

◎事前申請が必要です

**【対象者】**身体障害者手帳所持者、難病患者(障がい者本人と配偶者の市町村民税所得割が46万円以上の場合は対象外です)

\*入院中や施設入所中の方は対象外となる場合があります。

**【補装具の種類】**

区分	補装具の種目
視覚障害者用	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡(コンタクトレンズ含む)
聴覚障害者用	補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ)
肢体不自由者用	義肢(義手・義足)、装具(上肢・下肢・体幹)、車椅子、電動車椅子、姿勢保持装置、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、排便補助具(※)、起立保持具(※)
難病患者用	車椅子、重度障害者用意思伝達装置、眼鏡等

※は、児童(18歳未満)のみ対象です

**【費 用】**原則として購入等費用の1割の自己負担となり、世帯の所得に応じて1か月当たりの負担に上限額が設定されています。

なお、市町村民税非課税世帯の自己負担はありません。

**【注意事項】**・初めて製作するとき(18歳になってから初めて製作する場合も含みます)は、埼玉県総合リハビリテーションセンターでの判定が必要です。ただし、書類判定で済むものもあります。

・65歳以上(又は40歳から64歳までの特定疾病患者)の方は車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえについて、原則として介護保険による福祉用具貸与が優先されます。

**相談窓口** 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

### 労災保険などによる義肢・装具の交付

労働者災害補償保険受給者においても、義肢・装具の交付が受けられる場合があります。また、治療用装具として、医師に認められた場合は、健康保険が適用されます。いずれの場合も補装具の制度より優先されます。

詳しくは、労働基準監督署、各健康保険組合へお問い合わせください。

## ②日常生活用具の給付・貸与 身 療 精 難

**【内 容】** 重度の障がい者(児)及び難病患者に対し、日常生活を容易にするため、障害者等用の日常生活用具の給付又は貸与を行います。

◎事前申請が必要です

**【費 用】** 原則として購入等費用の1割は自己負担となり、世帯の所得に応じて1か月当たりの負担に上限額が設定されています。ただし、基準額を超える金額については、全額自己負担となります。なお、市町村民税非課税世帯の自己負担はありません。

### 【対象者】

用具の種類	対象者	基準額(円)	耐用年数
肢体不自由	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者	154,000
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障がい者、重度又は最重度の知的障がい者(児)	19,600
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障がい者(児)	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者(児)で、入浴に当たり介助を要する者	82,400
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者(児)で、下着交換等に当たり介助を要する者	15,000
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者(児)	159,000
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児で原則3歳以上の者	33,100
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児で原則学齢児以上の者	159,200
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障がい者(児)で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	90,000
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者(児)	4,450
	歩行補助杖(T字状・棒状の杖)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の身体障がい者(児)	木製 2,266 軽金属 3,090
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障がい者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	60,000 (手すり 5,400)
	トイレチェアー	頸髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない者	81,000
	車いす用段差昇降機	常時車いすを使用する身体障がい者	260,000
	収尿器	高度の排尿機能障害のある者	男性用 普通型 7,931 簡易型 5,871 女性用 普通型 8,755 簡易型 6,077

視覚障害	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障がい者(児)	7,000	10年
	視覚障害者用誘導装置	視覚障がい者であって、音声による誘導を必要とする者	56,000	－
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の視覚障がい者(児)で視覚障がい者のみの世帯又は、これに準ずる世帯	9,000	5年
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18,000	5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障がい者(児)	100,000	5年
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する身体障がい者(原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2級以上)であって、必要と認められる者	383,500	6年
	点字器	視覚障害2級以上の視覚障がい者(児)	(1)標準型 A 10,712 B 6,798 (2)携帯用 A 7,416 B 1,699	(1)7年 (2)5年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障がい者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	63,100	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の視覚障がい者(児)	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6年
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障害2級以上の者	99,800	6年
聴覚障害	視覚障害者用拡大読書器 (暗所視支援眼鏡を含む)	視覚障がい者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	198,000	8年
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の視覚障がい者。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	触読式 10,300 音声式 13,300	10年
	点字図書	視覚障がい者(児)	点字図書価格	－
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上(聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	87,400	10年
聴覚障害	携帯用信号装置	聴覚障がい者であって、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない者	18,000	－
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者(児)等とする。	71,000	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900	6年

	福祉電話(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障がいを有する聴覚障がい者等又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障がい者等又は身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	新規設置 83,300 回線切換のみ 2,000	—
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障がい者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話(福祉電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	7,700	—
内部障害	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障がい者(児)	51,500	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められる者	36,000	5年
	電気式たん吸引器		56,400	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者	17,000	10年
	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	蓄便袋 月額 8,858 蓄尿袋 月額 11,639	—
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	月額 12,000	—
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な身体障がい者(児)	157,500	5年
	発動発電機人工呼吸器外部バッテリー	在宅で常時人工呼吸器を使用する者	100,000	5年
音声・言語	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障がいを有する身体障がい者(児)	98,800	5年
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 5,150 電動式 72,203	4年 5年
知的障害	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障がい者(児)。又は、重度又は最重度の知的障がい者(児)若しくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	皮 12,768 プラスチック 30,870	3年
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障がい者(児)及び重度又は最重度の知的障がい者(児)で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者	151,200	8年

	火災警報器	障害等級2級以上の身体障がい者(児)又は重度若しくは最重度の知的障がい者(児)であつてそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	15,500	8年
	自動消火器		28,700	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上の視覚障がい者で視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障がい者で知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	41,000	6年
	視覚障害者用ワード プロセッサー (共同利用)	視覚障がい者(児)で就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの	1,030,000	－

【難病患者用】

用具の種類		対象者	基準額(円)	耐用年数
介護訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	154,000	8年
	特殊マット	寝たきりの状態にある者	19,600	5年
	特殊尿器	自力で排尿できない者	67,000	5年
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	15,000	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障がいがある者	159,000	4年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障がいがある者	159,200	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	90,000	8年
	便器	常時介護を要する者	4,450 (手すりを付けた場合5,400)	8年
	特殊便器	上肢機能障害があるもの	151,200	8年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700	8年
在宅療養等支援用具	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者	36,000	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	56,400	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	157,500	5年
	発動発電機人工呼吸器外部バッテリー	在宅で常時人工呼吸器を使用する者	100,000	5年

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

## 自助具について

日常生活動作にかかる負担を少しでも和らげるために次のような道具があります。現在公的な給付制度はありませんが、支援の参考にしてください。

- ・日常諸用具 ボタン穴通し、靴下補助器、柄の曲がった櫛など
- ・食事用具 スプーン・フォーク(柄を太くして握りやすくしたり、回転して水平を保つようにしたのも)、皿(裏に吸盤が付いて動かなくしたり、ふちを高くしてこぼれにくくしたりしたもの)など

## ③ 難聴児の補聴器購入費及び修理費の助成 **身**

【内容】 軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費及び修理費の一部を助成します。

- ・新たに補聴器を購入するための経費
- ・耐用年数経過後に補聴器を更新する経費
- ・補聴器を修理するための経費

◎事前申請が必要です

【対象者】 次の条件を満たす者

- ① いすれかの耳、又は両耳の聴力レベルが 25 デシベル以上
  - ② 身体障害者手帳の対象とならない満 18 歳未満の者
- ※ただし助成期限は 18 歳に達した年度の 3 月 31 日までです

【助成金】 基準価格の3分の2

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

## ④ 紙おむつの給付 **身 療**

【内容】 在宅の障がい者のうち常時おむつを必要とする状態にある方に1か月 6,300 円相当分の紙おむつを給付します。

【対象者】 次のいすれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳が交付されている方で、下肢又は体幹機能の1、2級
  - ② 療育手帳Ⓐ、Aの方(常時おむつを必要とする状態にある方)
- ただし、次のいすれかに該当する方は除きます。
- (1) 病院に入院中、又は、施設等に入所中の方
  - (2) 家族介護用品支給事業の対象である方
  - (3) 日常生活用具給付事業で紙おむつを給付されている方
  - (4) 本人の前年度市町村民税が課税されている方
  - (5) 65 歳以上の方(すでに受給中の方を除く)

【自己負担】 無料

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

## ⑤ 車いすの貸出 **身**

【内容】 外出や通院のために一時的に車いすを必要とする場合、購入した車いすが納品されるまでの臨時の代替車が必要な場合など、無料で借りることができます。

【貸出期間】 原則3か月間の範囲で借りることができます。

【対象者】 在宅の重度心身障がい者など。ただし、要介護2以上の方は除きます。

相談窓口 加須市社会福祉協議会 加須市下高柳 1932-1

電話 0480-62-6451/FAX 0480-62-6546

又は加須市社会福祉協議会騎西支所、北川辺支所、大利根支所

## ⑥小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付 難

【内 容】 在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具の給付を行います。所得に応じた自己負担があり、基準額を超える部分は自己負担となります。対象者、基準額、耐用年数などについては下記のとおりです。

【対象者】 小児慢性特定疾病医療費を受給している方(障害者総合支援法、児童福祉法で用具の給付対象となる方を除きます。)

◎事前申請が必要です

種目	対象者	基準額(円)	耐用年数
便器	常時介助を要する者	便器 4,900	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	21,560	8年
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	166,320	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	169,400	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	66,000	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	99,000	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	73,700	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	16,500	5年
車いす	下肢が不自由な者	77,440	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	13,380	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	62,040	5年
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	22,000	1年
紫外線カットクリーム*	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	41,580	—
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者	39,600	5年
パルオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	173,250	5年
ストマ装具(蓄便袋)*	人工肛門を造設した者	113,520	—
ストマ装具(蓄尿袋)*	人工膀胱 <sup>ぼうこう</sup> を造設した者	149,160	—
人工鼻*	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	128,700	—
チューブ型包帯*	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	170,500	—

\*「紫外線カットクリーム」、「ストマ装具(蓄便袋)」、「ストマ装具(蓄尿袋)」、「人工鼻」及び「チューブ型包帯」の基準額は、1年間の給付上限額です。

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

# 5 障害福祉サービス等

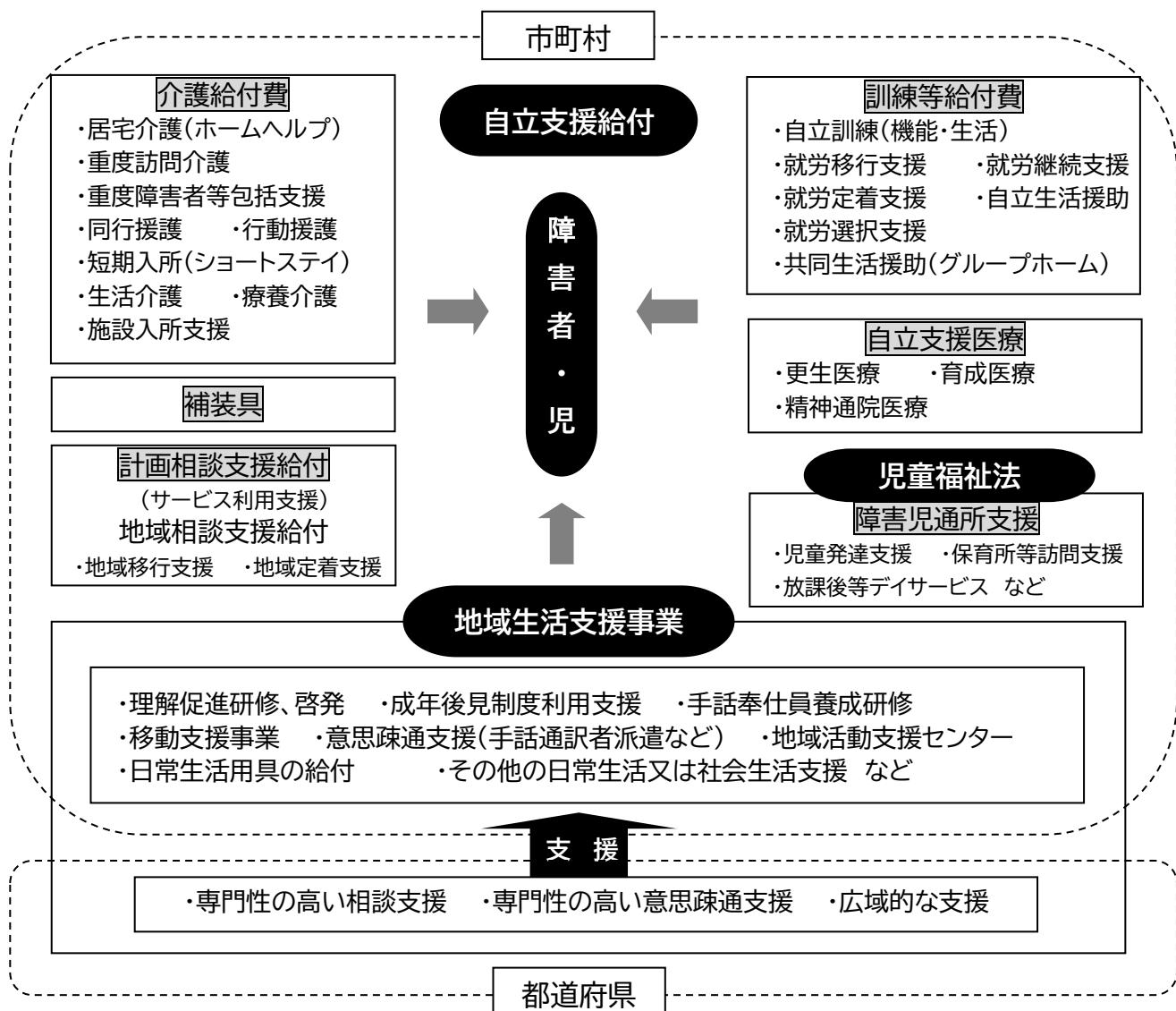
## (1) 障害福祉サービス、障害児通所支援

障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、障がい者(児)の自立更生のために、施設や事業所を利用したサービスを提供します。

### ① 障害福祉サービス 身 療 精 難

**【内 容】** 障がいのある方が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスを提供します。障害福祉サービスには、障害程度が一定以上の方に生活上又は療養上の必要な介護を行う「介護給付」と、身体的又は社会的リハビリや就労につながる「訓練等給付」があります。

**【対象者】** 各手帳所持者、障害者更生相談所や児童相談所で知的障がいの判定を受けている方、診断書などにより精神障がいの診断を受けている方(自立支援医療受給者)、難病患者の方(巻末別表第2参照)



## ②障害福祉サービスの体系

サービスの名称		サービス内容	障害支援区分 <sup>*1</sup>
<b>在宅での支援や外出時の支援が必要なときに利用するサービスです</b>			
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事などの介護を行います。	1以上
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいで常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。(医療機関への入院時も一定の支援可)	4以上 (6以上)
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。	6以上
	同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行います。	
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	3以上
<b>通所施設等で昼間の活動を支援するサービスです</b>			
日中活動系サービス	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	5以上
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供します。	3以上(50歳以上は2以上)
	自立訓練 (機能・生活)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援 (A型、B型)	一般企業への就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労定着支援 <sup>*2</sup>	一般就労へ移行した障がい者が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。	
	就労選択支援 (令和7年10月から)	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。	
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気などで不在となったとき、施設で入浴、排泄、食事などの介護を行います。	1以上
<b>入所施設等で住まいの場におけるサービスです</b>			
居住系	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。	4以上(50歳以上は3以上)
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄又は食事の介護やその他の日常生活上の援助を行います。	
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。	
相談系	計画相談支援	サービス利用計画案の作成、利用計画の作成、利用状況の検証(モニタリング)を行います。	
	地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、サービス事業所への同行支援等を行います。	
	地域定着支援	単身で生活する障がい者の常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談等の支援を行います。	

- ※1 障害支援区分は、区分1～区分6までの6段階あります(数字が大きいほど重度)。
- ※2 就労定着支援の対象者は、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により、生活面・就業面の課題が生じている者、及び一般就労後6か月を経過した方です。

### 介護保険制度と障害福祉制度について

65歳以上(又は40歳から64歳までの特定疾病患者\*)で、障がいのある方の場合、介護保険制度のサービスと障害者福祉制度のサービスにおいて共通するサービス(補装具・日常生活用具の一部、ホームヘルプなど一部の障害福祉サービス)については、原則として介護保険制度のサービスを利用していただくことになります。

ただし、介護保険制度にはないサービスを受けたい場合や、一定の条件を満たした場合など、介護保険サービスを利用していても受けられる障がい者サービスもありますので、詳細については各窓口でお尋ねください。

### 【特定疾病】

1	筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	2	後縦靭帯骨化症	3	骨折を伴う骨粗しょう症
4	多系統萎縮症	5	初老期における認知症	6	脊髄小脳変性症
7	脊柱管狭窄症	8	早老症	9	糖尿病性神經障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
10	脳血管疾患	11	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	12	閉塞性動脈硬化症
13	関節リウマチ	14	慢性閉塞性肺疾患	15	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
16	末期がん				

### 【優先的に利用していただく介護保険サービス】

- 福祉用具の給付・貸付
- 住宅改修費の支給
- ホームヘルパーの派遣
- ショートステイ
- デイサービス
- 入浴サービス(移動入浴車の派遣)など

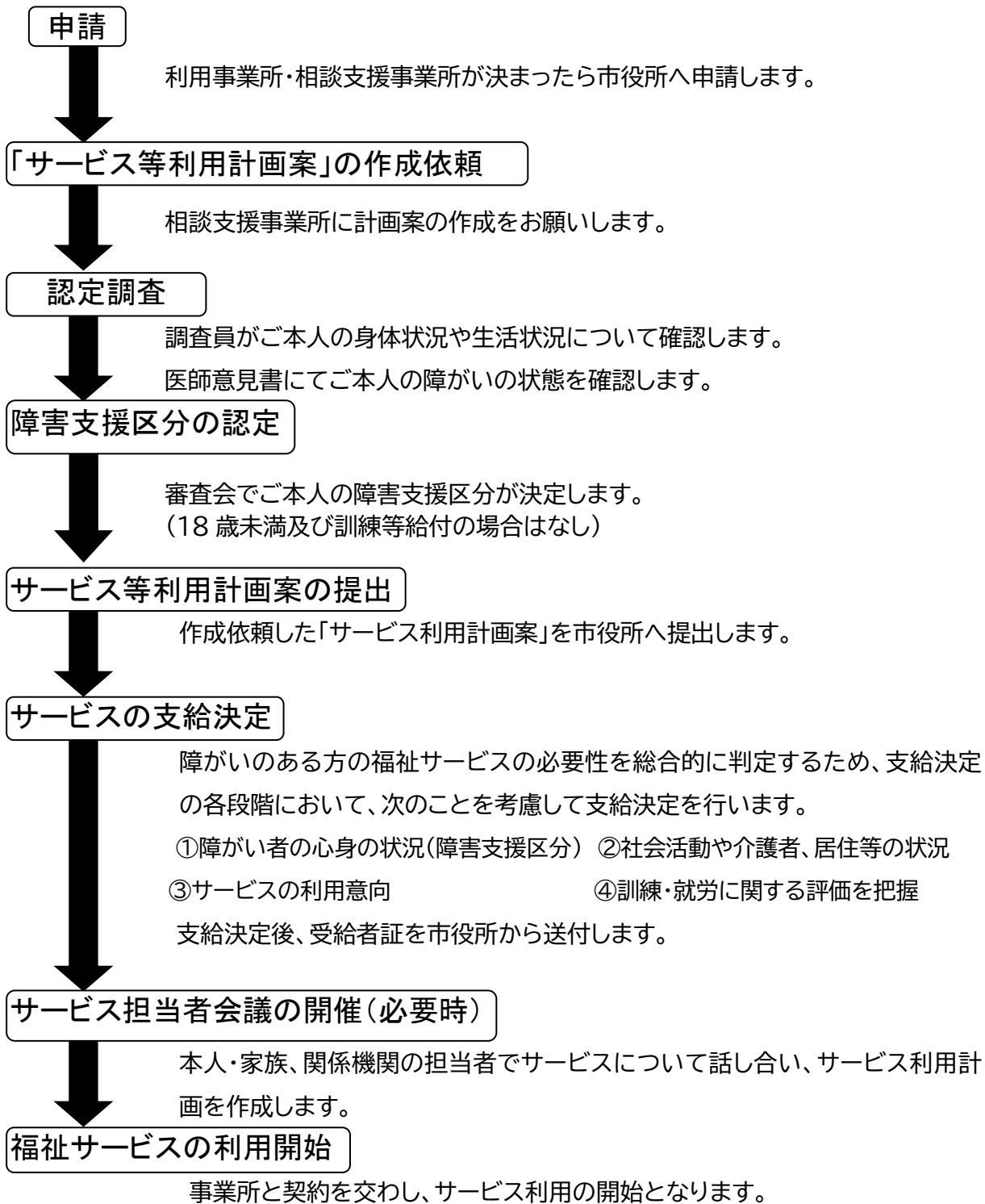
### 【高齢障がい者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置】

- ・65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを支給決定されている方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当(類似)する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。
- ・償還を受けるには、事前に障がい者福祉課、各総合支所福祉健康担当への申請書の提出が必要になります。

## (2)障害福祉サービスの利用

### ●サービス利用の流れ

#### 申請から決定までの手続きの流れ



**相談窓口** 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

### (3) サービス利用者負担額

#### ① 障害福祉サービス等の利用者負担金

原則として障害福祉(介護給付・訓練等給付)サービス費用の1割が自己負担となり、世帯の所得に応じて1か月当たりの負担に上限額が設定されています。なお、利用者負担金は、サービス事業者に支払います。

また、食費・光熱水費等は原則実費負担となります。

ただし、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

##### ▽障がい者(18歳以上)の利用負担上限月額

- ・月ごとの利用者負担には上限があります
- ・障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯(所得割16万円未満) ※入所施設(20歳以上)、グループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※入所施設(20歳以上)、グループホーム利用者は、市民税課税世帯の「一般2」となります。

##### ▽障がい児(18歳未満)の利用負担上限月額(保護者の負担)

- ・月ごとの利用者負担には上限があります
- ・障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の5区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	※負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万円未満)	4,600円
		9,300円
一般2	上記以外	37,200円

##### ※就学前障がい児の発達支援の無償化

就学前の障がい児を支援するため、児童発達支援、保育所等訪問支援等を利用する際の利用料が無償化される制度です。対象期間は、満3歳になった年度の翌年度4月1日から小学校就学前までの3年間です。

## ②グループホームの利用者への家賃助成

- ・グループホーム(重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む)の利用者(生活保護又は低所得の世帯の市民税非課税世帯)が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

家賃	補足給付額
1万円未満の場合	実費
1万円以上の場合	1万円

## ③所得を判断する際の世帯の範囲

- ・所得を判断する際の世帯の範囲は、原則として18歳以上の障がい者の場合は、障がいのある方とその配偶者だけを世帯員の扱いとします。
- ・障がい児の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯です。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

## ④補装具費支給制度の利用者負担額

- ・補装具費支給制度の利用者負担は、原則として1割の定率負担です。
- ・世帯の所得に応じて次の3区分の負担上限月額が設定されています。
- ・世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外です。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯	37,200円

## (4)市内福祉サービス事業所

### **①指定特定相談支援・指定障害児相談支援 身 療 精**

**【内 容】** 障害福祉サービスまたは障害児通所支援を申請した場合に提出していただくサービス等利用計画を作成する事業所です。障がい児・者一人一人の状況に応じた地域生活を支援し、必要なサービスが利用できるようサービス提供事業者と連絡・調整を行い、継続的に支援をします。

**【対象者】** 次のいずれかに該当する方

- ① 障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者
- ② 障がい児の保護者
- ③ 地域相談支援の申請に係る障がい者

#### ◇指定特定相談支援・指定障害児相談支援

事業所名	所在地(加須市)	電話番号
みつまた子ども相談支援事業所	北小浜 572	0480-62-6820
障害者相談支援センターあけばの園	北小浜 800-1	0480-63-2010
相談支援事業所 えれふあんと	道地 693	070-6646-0968
障害者相談支援事業所 ひばりの里	麦倉 227-1	0280-33-7568
利根北障がい者相談支援センター 花笑み	旗井 1175	0480-53-6552
クレステ相談支援事業所(特定相談支援のみ)	小野袋937-4	070-1385-2545
相談支援事業所 りんく (令和7年5月から休止中)	中央 1-5-19 飯田ビル 2F	

### **②一般相談支援 身 療 精 難**

**【内 容】** 施設や病院を出て、地域で暮らすための地域移行支援・地域定着支援を行います。

#### ◇一般相談事業所

事業所名	所在地(加須市)	電話番号
利根北障がい者相談支援センター花笑み	旗井 1175	0480-53-6552

### ③市内の障害福祉サービス事業所一覧

#### ◇居宅サービス事業所

施設種別	事業所名	所在地(加須市)	電話番号
居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護	けあビジョン加須	久下3-3-8 コーポチャオ1-B	0480-98-2008
居宅介護・重度訪問介護	SOMPO ケア加須	三俣 1-2-7	0480-62-2850
居宅介護・重度訪問介護	加須市社協ヘルパーステーション	下高柳1932-1	0480-62-6451
居宅介護・重度訪問介護	NPO法人ひかり	南篠崎 2-14-2	0480-31-7114
居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護	真心館(しんしんかん)	志多見 1382-10	0480-31-6073
居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護	訪問介護 志(こころ)	志多見 1975-2	0480-53-4923
居宅介護・重度訪問介護	シンワケアサービス	騎西 40-5	0480-70-0014
居宅介護・重度訪問介護	居宅介護サービス ほえーる	道地 693	090-6093-3778
居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護・行動援護	ヘルパーステーションないろ	戸崎 107-4	0480-73-7716
居宅介護・重度訪問介護	加須市社協北川辺ヘルパーステーション	柳生66-1	0280-62-4000
居宅介護・重度訪問介護	訪問介護事業所和み加須	富士見町12-23	0480-31-8373

#### ◇通所施設

施設種別	事業所名	所在地(加須市)	電話番号
生活介護	元気な杜	南町 6-15	0480-61-8421
生活介護	きらり	上樋遣川 3893-1	0480-53-9773
生活介護	にじの家	外記新田 112-1	0480-72-6281
就労継続支援B型	ワークデザイン	中央 1-5-19 -2F	080-7212-9410
就労継続支援B型	ワークスみぎわ	常泉 536-1	0480-65-1759
就労継続支援B型	勇希の森	平永 1057-2	0480-77-6588
就労継続支援B型	わかば	上崎 2701-1	0480-44-8808
就労継続支援B型	めぐ就労継続支援B型加須	琴寄 385-2	0480-37-7877
就労継続支援B型	光の国	北大桑 214-3	0480-72-1198
就労継続支援B型	藤の里北川辺作業所	柳生 50-1	0280-33-6115
就労継続支援A型	市流	花崎 1-24-6	0480-53-8223
生活介護・就労継続支援B型	あけばの園	北小浜 800-1	0480-63-2010
生活介護・就労継続支援B型	けやき工房	志多見 397-1	0480-61-5788
生活介護・就労継続支援B型	ビビッドラボ	麦倉 227-1	0280-33-6267
就労移行支援・就労継続支援B型	かぞ花崎キャリアセンター	花崎北 1-18-2	0480-47-0378
就労継続支援B型	まごころ	久下 1-1-15	0480-77-5432

◇共同生活援助施設(グループホーム)

事業所名		所在地(加須市)	電話番号	定員(人)
1	AMANEKU 加須中央	中央 2-3-33	0120-973-341	10
2	グループホーム陽	南町 13-9	0480-31-8197	5
3	グループホーム暖	久下 1-26-9	0480-77-5432	5
4	グループホームぽっかぽか不動岡	不動岡 2-1-6	0480-53-4255	4
5	グループホーム藍の花	不動岡 3-4-5	0480-62-3005	10
6	グループホーム藍	不動岡 3-4-6	0480-62-3005	5
7	グループホーム悠々	不動岡 3-22-4	0480-62-3005	10
8	あじさい下谷	下谷 900	048-818-8188	4
9	AMANEKU 加須大門町	大門町 17-35	0120-973-341	10
10	グループホームイノベル加須 A	上三俣 2306-1	0480-37-7097	10
11	グループホームつくしんぼ	多門寺 158-2	0480-31-9892	6
12	あじさい加須北	土手 1-1-26	070-3192-5819	4
13	あじさい加須	土手 1-10-3	070-3192-5819	4
14	シオン	土手 2-9-17	048-562-5810	7
15	あじさい土手	土手 2-9-36	070-3192-5819	4
16	ルピナス愛宕	愛宕 2-5-5	048-739-3888	6
17	クレージュ	礼羽 523-1	048-562-5810	6
18	ソーシャルインクルーホーム加須礼羽Ⅰ/Ⅱ	礼羽 517-1	0480-53-7232	10/10
19	しんしんハウス	礼羽 669-3	090-2554-6382	4
20	Piu Piu	礼羽 171-6	048-579-5150	4
21	ルピナス馬内	馬内 428-7	048-739-3888	5
22	たんたんハウス	川口 2-11-21	090-2554-6382	5
23	メビウス	川口 3-3-8	0480-59-7056	4
24	グローバルホーム加須	川口 3-5-3	0480-47-0157	10
25	ソーシャルインクルーホーム加須南篠崎Ⅰ/Ⅱ	南篠崎 2-2-2	0480-53-8571	10/10
26	グループホームウィステリア	花崎北 1-14-2	0480-31-7748	9
27	ユースタイルホーム加須花崎 A-1/A-2	花崎 3-12-8 1階/2階	050-1722-9155	10/10
28	あじさい花崎	花崎北 4-2-35	0480-65-0229	4
29	AMANEKU 加須騎西	騎西 1130-6	0120-973-341	10
30	グループホームぽっかぽか外川	外川 453-5	0480-53-6739	4
31	あじさい騎西	外田ヶ谷 579-1	0480-73-3301	9

32	グループホームぽつかぽか騎西	鴻茎 2346-5	0480-30-6781	4
33	グループホームわかぎ	牛重 1349-1	0480-38-6875	7
34	グループホーム昇	根古屋 652-15	0480-37-8106	5
35	グループホームわおん 440	根古屋 634-15	0480-44-8430	5
36	グループホームわおん 440 2号棟	根古屋 648-1	0480-44-8430	5
37	クレスタ加須Ⅱ	小野袋 937-4	0280-33-8015	7
38	グループホーム太陽棟	外記新田 112-3	0480-72-7527	10
39	グループホームいちご荘	道目 205-3	0480-48-5862	6
40	クレスタ加須Ⅰ	北下新井字下堤外 1813-2	03-5830-9050	5

◇短期入所施設(ショートステイ)

事業所名		所在地(加須市)	電話番号	定員(人)
1	グループホームイノベル加須	上三俣 2306-1	0480-37-7097	1
2	グループホームつくしんぼ	多門寺 158-2	0480-31-9892	2
3	短期入所 加須礼羽	礼羽 517-1	0480-53-7232	1
4	短期入所 加須南篠崎	南篠崎 2-2-2	0480-53-8571	1
5	AMANEKU 加須 短期入所	騎西 1130-6	0120-973-341	空床利用
6	埼玉中央学園	上種足 894-1	0480-73-1969	5
7	グループホームわかぎ	牛重 1349-1	0480-38-6875	1
8	めぐホーム加須	北下新井字下堤外 1813-2	03-5830-9050	空床利用

#### ④障害児通所支援 身 療 精 難

【内 容】心身に障がいまたは発達の遅れがある児童を対象に、生活能力の向上や集団生活への適応、社会との交流促進等の療育、訓練等を行う支援です。

【対象者】次のいずれかに該当する18歳未満の児童

- ① 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方
  - ② 特別児童扶養手当の受給対象となる方
  - ③ 医師の診断書や意見書や発達検査の結果等で療育、訓練の必要性があると判断された方
  - ④ 難病のある方等(指定難病医療受給者証の交付を受けている方、又は当該対象疾病的診断のある方)
- ◎医師の診断書、意見書には指定の様式はありませんが、診断名、又は療育が必要となる旨が記載されていることが必要です。

【障害児通所支援の体系】

サービスの名称	サービス内容
児童発達支援	未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援、又はこれに併せて治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して、発達支援を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	支援員が保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援や、その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類や内容等について「障害児支援利用計画案」「利用計画」を作成し、その後継続的な支援を行います。

#### ⑤市内の障害児支援事業所一覧

◇児童発達支援(未就学児)

事業所名	所在地(加須市)	電話番号
1 グローバルキッズメゾット 49 (グローバルキッズパーク加須店)	向川岸町 237-3 2階	0480-53-8092
2 グローバルキッズメゾット 55 (グローバルキッズパーク加須店プラス)	睦町 2-5-1	0480-47-0345
3 TOKUZO ジュニアコナカ加須教室	三俣 2-29-11	0480-53-9804
4 みつまた子ども発達支援センター	北小浜 552	0480-62-6820
5 Stock	根古屋 647-17	0480-70-0277
6 多機能型重症児デイサービス いちご	騎西 1018-4	0480-73-0015

◇放課後等デイサービス(就学児)

事業所名		所在地(加須市)	電話番号	対象
1	グローバルキッズメソッド 145 (グローバルキッズメソッド加須店ファン)	諏訪 2-3-1	0480-53-8625	小学生・中学生・高校生
2	グローバルキッズメソット 55 (グローバルキッズメソット加須店プラス)	睦町 2-5-1	0480-47-0345	小学生・中学生・高校生
3	グローバルキッズメソッド 74 (グローバルキッズメソッド加須店)	向川岸町 237-3 2階	0480-53-3915	小学生・中学生・高校生
4	グローバルキッズメソッド 125 (グローバルキッズメソッド新加須店)	向川岸町 237-3 2階	0480-7-0490	小学生・中学生・高校生
5	TOKUZO ジュニアコナカ 加須教室	三俣 2-29-11	0480-53-9804	小学生・中学生・高校生
6	ΤURQS BASE	南篠崎 2217-5	0480-44-8306	小学生・中学生・高校生
7	つぼみ園	中ノ目 498	080-9406-3910	小学1年生～小学4年生
8	わかくさ園		080-9406-4018	小学5年生～中学2年生
9	たいじゅ園		080-9406-3914	中学3年生～高校3年生
10	なごみ	根古屋 640-1 ファストシティ根古屋 1階	0480-53-3753	小学生・中学生・高校生
11	ちゃんす	麦倉 2116-2	0280-33-6162	小学生・中学生・高校生
12	すみれ	麦倉 1206-1	0280-23-3697	小学生・中学生・高校生
13	まんまる	琴寄 2777-6	0120-992-209	小学生・中学生・高校生
14	多機能型重症児デイサービス いちご	騎西 1018-4	0480-73-0015	小学生・中学生・高校生

◇保育所等訪問支援

事業所名		所在地(加須市)	電話番号	対象
1	みつまた子ども 発達支援センター	北小浜 552	0480-62-6820	児童
2	つぼみ園	中ノ目 498	080-9406-3910	児童

◇施設入所施設・短期入所

事業所名	所在地(加須市)	電話番号	主たる対象
埼玉中央学園	上種足 894-1	0480-73-1969	知的障害

◎障害児入所支援は、都道府県が実施しています。

▽その他の県内の施設・事業所の確認先

障害福祉サービス 埼玉県



埼玉県ホームページの「指定施設・事業所一覧」  
をご確認ください

## (5) その他の施設の利用

機能訓練や就労訓練のための活動の場を提供する施設の利用です。

### **① 地域活動支援センターの利用 精**

**【内 容】** 障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう創作的活動や生産活動の機会(作業訓練、生活指導)を提供します。日常生活費などの自己負担があります。

**【対象者】** 各手帳所持者若しくは自立支援医療(精神通院医療)受給者、難病患者

◇市内の施設

施設名	所在地(加須市)	電話番号
地域活動支援センター こすもす	岡古井 109-2	0480-62-0073

\*「こすもす」は精神障がい者の方のみの利用となります。

**相談窓口** 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

### **② 簡易通園母子訓練施設「あすなろ園」の利用**

**【内 容】** 心身に障がいのあることとその母親が日常生活の指導や訓練を受ける通園施設です。

**【対象者】** 市内に居住する就学前の児童で、次の要件を満たしている方

- ・感染症疾患を有しない在宅の重症心身障がい児であること
- ・保護者とともに通園可能であること

**【利用時間】** 9:00～13:30

**【利用料】** 無料

施設名	所在地(加須市)	電話番号
加須市簡易通園母子訓練施設(あすなろ園)	本町 2-36	0480-62-6975

**相談窓口** 加須市役所 すぐすぐ子育て相談室

# 6 日常生活の支援

## (1)外出援助

障がいのある方でも安心して社会参加ができるよう支援します。

### ① 移動支援事業 身 療 精 難

【内 容】・外出及び余暇活動などの社会参加のために外出する際の移動の介助を行います。

社会生活上不可欠と判断されるものや余暇活動などの社会参加のための外出について、一日の範囲内で用務を終える移動を支援します。

・通勤や通学、営業活動などの経済活動にかかる外出、通院、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出などの移動支援は事業の対象となりません。

・原則としてサービス費用の1割の自己負担となり、世帯の所得に応じて1か月当たりの負担に上限額が設定されています。なお、市町村民税非課税世帯の自己負担はありません。

【上限時間】35 時間／月

【対象者】屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者及び全身性障がい者、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者

◎未就学児を除きます

【利用者負担額】上限は P33 を参照

▽身体介護を伴う場合

所要時間	サービス費用の1割(自己負担額)
30 分まで	230 円
30 分を超える1時間まで	400 円
1時間を超える1時間 30 分まで	580 円
1時間 30 分を超える場合	580 円に 30 分増すごとに 82 円を加えた額

▽身体介護を伴わない場合

所要時間	自己負担額
30 分まで	80 円
30 分を超える1時間まで	150 円
1時間を超える1時間 30 分まで	225 円
1時間 30 分を超える場合	225 円に 30 分増すごとに 75 円を加えた額

### ◇登録事業所一覧

事業所名	住 所	電話番号
1 けあビジョン加須	加須市久下3-3-8 コーポチャオ 1-B	0480-98-2008
2 加須市社協ヘルパーステーション	加須市下高柳1932-1	0480-62-6451
3 グループホームつくしんぼ	加須市多門寺 158-2	0480-31-9892
4 特定非営利活動法人 ひかり	加須市南篠崎 2-14-2	0480-31-7114

5	真心館	加須市志多見 1382-10	0480-31-6073
6	訪問介護 志(こころ)	加須市志多見 1975-2	0480-53-4923
7	特定非営利活動法人 和のなごみ	加須市上崎 674-1	0480-73-7315
8	居宅介護サービス ほえーる	加須市道地 693	090-6093-3778
9	NPO 法人 ふじのさと	加須市鴻茎 2168-1	0480-70-2840
10	特定非営利活動法人なないろ	加須市戸崎107-4	0480-73-7716
11	自立支援事業所 あかり羽生	羽生市南 1-7-7	048-594-7842
12	ヘルパーステーション はくちょう	羽生市上川俣 1486-1	048-560-5331
13	ヘルパーステーション 大笑	羽生市下新田 39-4	048-577-3106
14	ヘルパーステーション ルミエール	羽生市上岩瀬 1806	048-580-7562
15	ヘルパーステーション たまご	羽生市東 5-16-34	048-579-5150
16	パーソナルアシスタント ぎょうだ	行田市桜町 1-19-12	048-564-6644
17	介護サービス ひまわり	行田市長野 4-19-10 パークハイムA棟 103号室	048-598-8961
18	タイム	久喜市下清久 686-3 A201	0480-23-6002
19	自立支援事業所 あかり久喜	久喜市吉羽 1-32-24	0480-24-2060
20	あおぞらネット	久喜市吉羽 1-38-3	0480-25-5720
21	久喜あいあいサポート	久喜市吉羽 1-38-3	0480-24-0353
22	ヘルパーステーション まこちゃん	久喜市東大輪 404	0480-58-6790
23	care supporter you エール	久喜市栗橋東 4-3-59 センチュー栗橋 103	0480-53-8940
24	ヘルパーステーション ひまわり	幸手市東 1-7-26-106	0480-43-7675
25	NPO 法人地域自立支援グループ あん	鴻巣市本町 4-1-27	048-542-9889
26	社会福祉法人 一粒	鴻巣市吹上富士見 3-1-1	048-547-2064
27	居宅介護事業所 風の街	鴻巣市吹上富士見町 1-9-8-4	048-598-4294
28	輸送ライン(株)	鴻巣市箕田 441-1-102	048-501-6737
29	特定非営利活動法人 WISH	熊谷市本町 1-180-1	048-524-3567
30	パーソナルアシスタントくまがや	熊谷市鎌倉町 137 新井ビル1F	048-555-1100
31	身障者ヘルパーステーション 麦	さいたま市浦和区上木崎 7-13-26 コーポ道美木 102号	048-825-3580
32	Ties ケア	八潮市緑町 4-2-1 エスラートピア AYA101	048-949-6430
33	居宅介護・行動援護事業所 じゅれーサポートサービス	南埼玉郡宮代町宮代 2-7-16	070-1689-6884
34	慶	比企郡吉見町東野 4-11	0493-54-7655
35	フリーライフ オリーブ	比企郡吉見町飯島新田 790-1	080-3087-1127
36	けあビジョン寄居	寄居町大字富田 1730-13	048-582-5152
37	けあビジョン古河	茨城県古河市中田 999-1 パルネット仙 101号	0280-47-0701
38	あおば指定訪問介護事業所	茨城県下野市南原 124-1	0296-44-6222
39	ADVANCE	千葉県野田市清水 382-59	04-7196-6995
40	ケアステーションしゅしゅ	千葉県柏市北柏 4-4-8	04-7165-1526
41	株式会社 IPS 介護サービス	東京都江戸川区瑞江 1-61-10 ウエスト瑞江 601	03-6879-2922
42	けあビジョン深谷	深谷市萱場 225-11 根岸ビル 1階	048-551-5460

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

## ②身体障害者補助犬の給付 **身**

【内 容】 身体障害者補助犬を適切に利用することによって行動範囲を拡大し、社会参加や自立を図るために補助犬を給付します（補助犬を利用することができます。）。

【対象者】 1級の視覚障がい者（盲導犬）、1～2級の肢体不自由者（介助犬）  
2級の聴覚障がい者（聴導犬）

相談窓口

- ・加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当
- ・埼玉県 障害者福祉推進課 社会参加推進担当  
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
電話 048-830-3309／FAX 048-830-4789

## ③車いす対応軽自動車の貸出

【内 容】 一般交通機関を利用する事が困難な障がい者や高齢者に通院等などの便宜を図るため、車いすのまま乗車できるスロープ式自動車を1km40円で貸し出します。

【対象者】 車いすを利用しなければ移動することが困難な方

相談窓口 加須市社会福祉協議会  
〒347-0033 加須市下高柳 1932-1  
電話 0480-62-6451／FAX 0480-62-6546  
又は加須市社会福祉協議会騎西支所、北川辺支所、大利根支所

## ④自動車運転免許適性相談 **身**

【内 容】 心身に障がいのある方で、運転に不安を感じている方の事前相談、検査・指導を無料で実施しています。あらかじめ予約をお願いします。

【日 時】 月曜日～金曜日（祝・休日を除く）10:00～11:30、14:00～16:00  
毎月第3日曜日 8:30～11:30、13:00～16:00

【必要書類】 «運転免許を取得したい方» 写真2枚、身体障害者手帳  
«運転免許を取得した後に障害が生じた方» 運転免許証、身体障害者手帳、印鑑

相談窓口 埼玉県警察 運転免許センター1F 適性相談室  
〒365-8501 鴻巣市鴻巣 405-4  
電話 048-543-2001（内線 316）／FAX 048-543-7727

## ⑤自動車運転免許取得費用の助成 **身 療 精 難**

【内 容】 社会参加及び自立更生の促進のため、運転免許を取得しようとする方にその費用を補助します。必ず教習所への手続きの前に申請をしてください。

【対象者】 各手帳所持者、難病患者

【補助額】 運転免許取得費用の3分の2（限度額 120,000円）

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

## ⑥自動車改造費用の助成 **身 療 精 難**

【内 容】 社会復帰の促進のため、自ら所有し運転する自動車の改造（アクセル、ブレーキ等の改造）が必要な場合に改造費の一部を助成します。車いす搭載機能のための改造は対象外です。必ず改造の前に申請をしてください。

【対象者】 各手帳所持者、難病患者。ただし、所得制限があります。

【助成額】 改造費用（限度額 100,000円）

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

## ⑦駐車禁止適用除外 身 療 精

【内 容】歩行困難な方で、警察署から標章の交付を受けた場合、駐車禁止区域内でも、他の交通の妨げにならない限り駐車をすることができます。

【対象者】

障害の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者手帳	視 覚	○	○	○	△		
	聴 覚	-	○	○		-	
	平衡機能	-	-	○	-		
	上 肢	○	△				
	下 肢	○	○	○	○		
	体幹機能	○	○	○	-		
	心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	○	-	○		-	-
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	○	△				
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	○	○	○		-	-
療育手帳	(A)、A						
精神障害者保健福祉手帳	1級						

(凡例) ○:該当 △:一部該当 空欄:非該当 -:手帳の等級なし

相談窓口 加須警察署(交通規制係) 申請手続き等を行う場合は、事前に警察署へお問い合わせください

〒347-0068 加須市大門町 19-53 電話 0480-62-0110(代表)

## ⑧埼玉県思いやり駐車場制度 身 療 精 難

【内 容】 障害のある方や要介護状態の方など、歩行が困難と認められる方や移動の際に配慮が必要な方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

【対象者・交付窓口】

区分	申請に必要な書類など	交付窓口(加須市役所)
身体障害者(等級により該当*)	身体障害者手帳	
知的障害者(療育手帳 A 以上)	療育手帳	
精神障害者(精神障害者保健 福祉手帳 1級の方)	精神障害者保健福祉手帳	障がい者福祉課 各総合支所 福祉健康担当
難病患者等 (右記のいずれかをお持ちの方)	・特定疾患医療受給者証 ・指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾患医療受給者証	
高齢者(要介護 1 以上)	介護保険被保険者証	高齢介護課

※ 該当になる等級は、お問合せください。

◎ 県福祉政策課で電子申請、郵送申請も受け付けています。

相談窓口 ・加須市役所 障がい者福祉課、各総合支所 福祉健康担当

・埼玉県 福祉政策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話 048-830-3223/FAX048-830-4801

## ⑨埼玉県ホームページ

埼玉県 障害者の福祉ガイド



「障害者の福祉ガイド」が掲載されていますので  
そちらも参考にご覧ください。

## (2)生活支援

日常生活における支援、援助です。

### ① 日中一時支援事業 身 療 精 難

【内 容】 日中において活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練などの必要な支援を行います。原則としてサービス費用の1割の自己負担となり、世帯の所得に応じて1か月当たりの負担に上限額が設定されています。なお、市町村民税非課税世帯の自己負担はありません。

【対象者】 日中において一時的に見守りなどの支援が必要な障がい者、難病患者

【上限時間】 35時間／月

【自己負担額】 利用する方の障害程度に応じて4段階の区分が設けられています

所要時間	区分1	区分2	区分3	区分4
4時間未満	94円	159円	177円	486円
4時間以上8時間未満	188円	318円	355円	972円
8時間以上	282円	477円	532円	1,457円

### ◇登録事業所一覧

事業所名		住 所	電話番号
1	元気な杜	加須市南町6-15	0480-61-8421
2	グループホームつくしんぼ	加須市多門寺 158-2	0480-31-9892
3	ninho	加須市礼羽 171-6	080-1228-9752
4	ヘルパーステーション大笑	羽生市下新田 39-4	048-577-3106
5	社会福祉法人共愛会 共愛学園	羽生市砂山 210	048-561-2362
6	社会福祉法人共愛会 あしひ寮	羽生市砂山 8-1	048-561-2362
7	見沼園	行田市荒木1735	048-557-2873
8	社会福祉法人健翔会 大地	行田市小見 1144-2	048-555-6166
9	障害者支援施設 久喜けいわ	久喜市六万部 1435	0480-22-8788
10	障害者支援施設 あやめ寮	幸手市平野 920	0480-48-1271
11	社会福祉法人彩明会 りんごの家	桶川市倉田 513	048-728-9843
12	江南愛の家	熊谷市野原245	048-536-3333
13	太陽の里	白岡市小久喜 450	0480-93-1101
14	社会福祉法人みぬま福祉会 大地	蓮田市黒浜 1045-1	048-764-3881
15	障害福祉サービス事業所 ぶちとまと	上尾市上 911-3	048-770-0808
16	埼玉県社会福祉事業団 あげお	上尾市平塚 820	048-771-0537
17	嵐山郷	嵐山町古里 1848	0493-62-6221
18	障害者支援施設 しくね育成園	深谷市宿根 1297	048-572-8830
19	みさとの森	美里町白石 1848	0495-76-1152
20	光の家療育センター	毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1357
21	あじさい学園	茨城県古河市鴻巣 1179	0280-48-0431
22	あじさい学園寮	茨城県結城郡八千代町平塚 4799-1	0296-48-3880
23	障がい福祉センターみらい	茨城県古河市高野 1442-3	0280-23-3955
24	おおぞら	茨城県古河市新久田 284	0280-48-3294
25	多機能型重症児デイサービス titta	茨城県古河市小堤 1881-13	0280-23-4490
26	セルプ花	栃木県小山市乙女 625-2	0280-39-6088

27	とちのみ学園	栃木県佐野市小中町 1280	0283-22-1969
28	庄内	北葛飾郡杉戸町才羽 113	0480-38-1118
29	花園	深谷市小前田 2691	048-584-2506
30	生活支援センター 夢の実	鴻巣市本町 1-1-3 エルミ2 4F	048-501-8613
31	生活介護事業所 陽	茨城県古河市西牛谷 777-3	0280-23-2024

\*障害種別により対応できない事業所もあります。

\*加須市全域で対応できない事業所もあります。

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

## ②障害児(者)生活サポート事業 身 療 精 難

【内 容】在宅の障がい児(者)の地域生活を支援するため、市に登録された団体が提供する一時預かりや派遣による介護、外出援助、送迎サービスなどの生活支援サービスです。

◎家事援助・通学・通所・通勤には利用できません。

【対象者】・各手帳所持者

- ・知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障がいと判定された方
- ・医師により発達に障がいがあると診断された方
- ・難病患者(障害者総合支援法対象疾病 巻末別表第2参照)

◎在宅の方が対象(施設入所者・入院中の方については、原則利用できません)

【利用料】障がい者 1時間あたり 950 円

障がい児 利用世帯の所得状況により、1時間あたり 0 円から 950 円

その他に車を使用した際のガソリン代・派遣料等が必要な場合もあります。詳細は各事業所にご確認ください。

【利用時間】1年度で 150 時間まで

利用者登録後、登録団体の中から、希望する団体と直接契約し、利用してください。

### ◇登録団体一覧

サービス団体名		住 所	電話番号
1	NPO 法人 ひかり	加須市南篠崎 2-14-2	0480-31-7114
2	NPO 法人 たすけあいワーカーズ きらきら館	加須市北小浜 256-1	070-2796-6448
3	生活サポート事業所 あかりの杜	加須市戸川 131-1	048-594-7842
4	NPO 法人 ふじのさと	加須市鴻茎 2168-1	0480-70-2840
5	NPO 法人 和のなごみ	加須市上崎 674-1	0480-73-7315
6	生活サポート なないろ	加須市戸崎 107-4	0480-73-7716
7	生活サポートセンター ほのぼの	羽生市上川俣 1486-1	0120-122-001
8	ドットcom	羽生市下新田 41-2	048-501-2336
9	輝	羽生市中央 1-2568-2	048-562-5810
10	生活サポート ひまわり	行田市長野 4-17-13	048-558-1508
11	レスパイト輪(りん)	行田市向町 21-37	048-555-1100
13	ヘルパーステーションまこちゃん	久喜市東大輪 404-2	0480-58-6790
14	パートナー・タイム	久喜市下清久 686-3 A101	0480-23-6002
15	生活サポート事業所 みなみ	久喜市南 4-8-12	0480-24-2060
16	NPO法人 セサミ	群馬県館林市西本町 7-21	0276-74-1331
17	NPO法人 すずらん	久喜市東大輪 1375-3	070-3358-3870

◎加須市全域で対応できない事業所もあります

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

### ③訪問入浴サービス **身**

【内 容】家庭で入浴が困難な障がい者に対して、月 2 回を限度として、訪問により自宅において入浴サービスを行います。

【対象者】家庭において入浴が困難な在宅の身体障がい者(ただし介護保険制度対象者を除く)

【費 用】無料

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

### ④電話ファクシミリ使用料の助成 **身**

【内 容】電話ファクシミリを自宅で使用している場合で、その使用にかかる基本料金の一部を助成します。

【対象者】聴覚、音声・言語機能障害で身体障害者手帳3級以上の方、又は、その方と同居の世帯員

【助成額】月額 1,000 円を限度

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

### ⑤電話リレーサービス利用料の助成 **身**

【内 容】電話リレーサービスを利用する場合で、その使用にかかる月額料と通話料を助成します。

【対象者】市内に住所を有し、電話リレーサービスの利用登録をしている聴覚障がい者等(聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある方)

【助成額】月額 1,000 円を限度

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

### ⑥手話通訳者・要約筆記者の派遣 **身**

【内 容】市内に在住する聴覚又は音声・言語機能に障がいのある方に対して、意思の疎通を図るため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

ただし、営利を目的としている場合や、政治・宗教活動を行う場合等は派遣対象外です。

【費用】無料

#### ▽手話通訳者

【依頼先】加須市障がい者福祉課

FAX:0480-61-4281／電話 0480-62-1111(内線 610)

メール:shogaisha@city.kazo.lg.jp

#### ▽要約筆記者

【依頼先】埼玉聴覚障害者情報センター

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館 2F

FAX048-814-3354／電話 048-814-3353

## 加須市ともに生きる手話言語条例

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を深め、広く普及促進を図るとともに、手話を使いやすい環境を整え、誰もが住みやすい地域社会を目指す条例です。

(平成 31 年 1 月 1 日施行)

## ⑦医療的支援(訪問看護)

病気や障害を持った方が在宅で、医療的ケア等で療養生活が送れるように支援するものです。  
利用の際には、かかりつけ医師の指示書が必要です。

【内 容】・病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍などのチェック

- ・医師の指示による医療処置
- ・医療機器の管理:在宅酸素、人工呼吸器などの管理
- ・健康管理や精神的支援などの相談 等

◇市内訪問看護事業所一覧

事業所名		所在地(加須市)	電話番号
1	ロイヤル加須 訪問看護ステーション	中央 1-7-57	0480-48-6111
2	なかだ訪問看護ステーション	元町 7-29	0480-53-4193
3	訪問看護ステーション 結び	富士見町 8-60	0480-48-6628
4	不動ヶ丘病院	岡古井 107	0480-62-3005
5	訪問看護ステーション デューン加須	大門町 10-5	0480-62-5551
6	ハーネスト訪問看護 リハビリステーション加須	諏訪 2-3-1 福田ビル1階B号室	0480-38-6570
7	加須ふれあいクリニック	下三俣 1790-1	0480-61-8561
8	訪問看護ステーション あやめ加須	土手 2-1-21 ヒルサイドテラスⅡ-101	0480-53-3161
9	北埼玉医師会訪問看護ステーション	馬内 441	0480-62-7729
10	訪問看護ステーション いつき加須	花崎北 2-12-2 島田貸家 1号棟	0480-53-3779
11	訪問看護ステーション らしさ	南小浜 541-8	050-8882-7724
12	訪問看護ステーション ふわり加須	騎西 4-1 ファストシンメイ元町裏 103	0480-53-7807
13	済生会かぞ 訪問看護ステーション	上高柳 1680	0480-53-3858
14	騎西病院	日出安 1313-1	0480-73-3311
15	訪問看護ステーション 希心	北下新井 167-3	080-8028-0685
16	リゾ・ライフ 訪問看護ステーション	砂原 287-1	0480-72-8787

相談窓口 医療機関(かかりつけ医)等

## ⑧はり・きゅう・マッサージ利用券 身

【内 容】市が指定した治療院で保険適用外のはり・きゅう・マッサージ・あん摩・指圧の施術を受ける時に使えます。年間最大2枚(1枚2,000円)の利用券を交付します。

【対象者】在宅の身体障害者手帳(肢体不自由1~6級)の所持者、若しくは介護保険で要支援、又は要介護と認定されている方。※入院中や施設入所中の方は対象外です。

◇利用できる治療院一覧

事業所名	所在地(加須市)	電話番号
大木治療院	多門寺 26	0480-61-4433
金子治療室	大室 350	0480-65-4320

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

### (3)社会活動の助長・援助

官公物の配布や福祉サービスの利用援助などを行っております。

#### ①市ホームページ

【内 容】 市では、インターネット上でホームページを開設し、市からのお知らせや行政サービスなど幅広い情報を発信しています。誰もが必要な情報をホームページから取得できるよう、文字サイズの拡大や背景色の変更、音声読み上げ機能などを備えています。

【相談窓口】 加須市役所 シティプロモーション課 HP <https://www.city.kazo.lg.jp/>

#### ②かぞホッとメール

【内 容】 市では、携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、防災行政無線情報や不審者情報などの防災・防犯に関する情報をはじめ、子育て・就労情報などさまざまな情報を、あらかじめ登録していただいた皆さんにお届けするサービス「かぞホッとメール」を実施しています。登録は無料ですが、登録や解除の際の通信料やパケット通信費は、利用者の負担となります。

【配信する情報】

安全安心情報	不審者情報、犯罪・防犯情報、防災行政無線の放送内容
子育て情報	子育て支援行事案内、予防接種情報、各種手続・受付案内
イベント情報	講座・講演会情報、各種イベント情報
就業支援情報	ハローワーク求人情報、内職相談に関する情報、面接会・講習会やセミナーなどの開催情報、雇用・労働相談に関する情報

【配信する時間帯】 原則として、市役所が開庁している時間帯

(土日・祝日・年末年始を除く、8:30～17:00まで)

◎但し、担当課が必要と認めた場合は、時間帯以外にも配信します。

【登録方法】

①メール配信を受ける携帯電話又はパソコンから欲しい情報の仮登録用アドレスへ空メールを送信してください。

仮登録用アドレス	QRコード	仮登録用アドレス	QRコード
安全安心情報		イベント情報	
kazo.anzen2@mpme.jp		kazo.event2@mpme.jp	
子育て情報		就業支援情報	
kazo.kosodate2@mpme.jp		kazo.syugyo@mpme.jp	

\*登録は情報ごとに、それぞれ個別に行う必要があります。

\*QRコード対応の携帯電話をお使いの方は、上のQRコードから空メール送信できます。

## ②登録用返信メール受信

- ・登録のご案内メールが届きます。
- ・「かぞホッとメール利用規約」を確認・承諾のうえ、メール到着後 24 時間以内に、メール本文中にある登録 URL に接続してください。

## ③返信メールが届かない場合

迷惑メール対策などで受信拒否設定をしている場合は、「@city.kazo.lg.jp」のドメインからのメールを受信可能にしてください。

設定方法は、ご使用の携帯電話の取扱説明書をご覧いただけ、各携帯電話会社へお問い合わせください。

## ④本登録

- ・登録画面が表示されますので、必要事項を入力し、「登録ボタン」を押してください。
- ・「登録完了のお知らせ」メールが届き、登録完了です。

### 【登録解除方法】

①メール配信を受けている携帯電話又はパソコンから登録解除用アドレスへ空メールを送信してください。

	登録解除用アドレス
安全安心情報	kazo.anzen2-bye@mpme.jp
子育て情報	kazo.kosodate2-bye@mpme.jp
イベント情報	kazo.event2-bye@mpme.jp
就業支援情報	kazo.syugyo-bye@mpme.jp

## ②登録解除用返信メール受信

- ・登録解除のご案内メールが届きます。
- ・メール到着後 24 時間以内に、メール本文中にある解除URLに 接続してください。

## ③本解除

- ・登録解除画面が表示されましたら、「はい」を押してください。
- ・「登録解除完了のお知らせ」メールが届き、登録解除完了です。

**相談窓口** 加須市役所 交通防犯課

## ③「広報かぞ」等の音声版の発行・配布 **身**

**【内 容】**毎月の市広報紙「広報かぞ」等の音声版を障がいの方に無償で配布します。

**【対象者】**視覚障がい者

**相談窓口** 加須市社会福祉協議会

電話 0480-62-6451／FAX0480-62-6546

## ④「彩の国だより」点字版・音声版の発行・配布 **身**

**【内 容】**県政の動きや情報を提供することなどを目的とした毎月の県広報紙「彩の国だより」の点字版や音声版を、障がい者などの希望に応じ、無償配布します。

**【対象者】**視覚障がい者

**相談窓口** 埼玉県 広報課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
電話 048-830-2857／FAX048-824-7345

## ⑤「県議会だより」点字版・音声版の発行・配布 **身**

【内 容】 広報紙「さいたま県議会だより」の点字版や音声版を、障がい者などの希望に応じ、無償配付します。

【対象者】 視覚障がい者

相談窓口 埼玉県 県議会事務局 政策調査課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
電話 048-830-6257/FAX048-824-4923

## ⑥点字図書・録音図書の貸出、対面朗読 **身**

【内 容】 各施設では、視覚障がい者のため、次のような事業を行っています。利用方法等については、直接お問い合わせください。

◇県立図書館

図書館	住所	電話／FAX	事業
熊谷図書館	〒360-0014 熊谷市箱田 5-6-1	電話 048-523-6291 FAX048-523-6468	対面朗読、利用者用音声パソコン、大活字本、拡大読書器
久喜図書館	〒346-8506 久喜市下早見 85-5	電話 0480-21-2659 FAX0480-21-2791	録音・点字資料の貸出・製作、対面朗読、デイジー再生機、利用者用音声パソコン、活字自動読み上げ装置、大活字本、拡大読書器
さいたま 文学館図書室	〒363-0022 桶川市若宮 1-5-9	電話 048-789-1515 FAX048-789-1517	拡大読書器
熊谷点字 図書館	〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 埼玉県熊谷地方庁舎 3階	電話 048-525-0777 FAX048-527-4023	録音・点字資料の製作・閲覧・貸出、デイジー再生機の貸出、点字による即時情報ネットワークの発送等

◇(参考)市立図書館

図書館	住所	電話／FAX
加須図書館	〒347-0055 加須市中央 2-4-17 (市民プラザかぞ1、2F)	電話 0480-61-8200 FAX 0480-61-8202
騎西図書館	〒347-0104 加須市根古屋 633-10 (騎西文化・学習センター内)	電話 0480-73-3178 FAX 0480-73-0909
北川辺図書館	〒349-1212 加須市麦倉 1473-1 (北川辺文化・学習センター内)	電話 0280-62-4400 FAX 0280-62-2882
童謡のふる里おおとね 図書館(ノイエ)	〒349-1133 加須市琴寄 597-1	電話 0480-78-2211 FAX 0480-72-8846

## ⑦郵便による不在者投票 身

### (1)郵便投票・代理記載

【内 容】身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの選挙人で、次のいずれかの障がいに該当する方は、郵便投票による不在者投票に必要な郵便等投票証明書の交付が受けられ、自宅などから郵便による不在者投票が認められます。

#### 【対象者】

手帳の種類	障害の種類	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級、2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級、3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護5	

### (2)指定病院・施設での投票

【内 容】障がいにかかわらず疾病などのため都道府県の選挙管理委員会の指定する病院・施設などで入院・入所中の方は、その指定施設内で不在者投票をすることができます。

相談窓口 加須市選挙管理委員会事務局(加須市役所内)  
電話 0480-62-1111(代表)／FAX 0480-61-3471

## ⑧福祉サービス利用援助事業 「あんしんサポートねっと」 療 精 (日常生活自立支援事業)

【内 容】見守り、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、年金などの受領、生活費のお届けなどの援助について、定期的に生活支援員を派遣して行います。

【対象者】認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者で、福祉サービスの利用などに関して援助を必要としている方

相談窓口 加須市社会福祉協議会  
〒347-0033 加須市下高柳 1932-1  
電話 0480-62-6451／FAX 0480-62-6546

## ⑨介護マークの無償貸与

【内 容】認知症の方を外出先で介護する場合、介護中であることを周りに知らせるのが「介護マーク」です。  
(使用例:男性介護者による公共の女性トイレへの付き添いや、女性用下着の購入など)

【対象者】認知症の高齢者等を介護する家族の方  
相談窓口 加須市役所 高齢介護課・各総合支所 福祉健康担当



## ⑩見守りステッカーの配付

**【内 容】**認知症等の方の安全と家族の心身の負担軽減のため、外出して行方不明になったときの早期発見を支援するために、靴のかかとに貼る「番号入りのステッカー」を無償配付しています。登録申請していただいた情報を加須警察署と共有し捜索します。

**【対象者】**認知症等のために見守りの必要性がある方

**相談窓口** 加須市役所 高齢介護課・各総合支所 福祉健康担当



## ⑪ヘルプマーク・ヘルプカードの配付 身 療 精 難

**【内 容】**周囲の方から援助を得やすくなることを目的として身に着けるものです。

▽ヘルプマーク

ストラップ型になっており、バッグやベルトにぶら下げて使用します。

▽ヘルプカード

名前や緊急連絡先、障がいや病気の名称・特性、配慮してほしいことなど具体的な内容を書き込みます。

**【対象者】**義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方

**相談窓口** 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当



## ⑫ちよこっとおたすけ紹介サポート事業

**【内 容】**買い物や病院への付き添い、家の掃除といった日常生活でのちょっとした身の回りのお困りごとがある高齢者を、元気な熟年世代の方や主婦などの地域福祉に意欲をもった「おたすけ紹介センター」がお手伝いする仕組みです。

お手伝いのお礼として、加須市商工会が発行する「紹介サポート券(市内約700の取扱店)」を1時間につき1枚(500円)おたすけ紹介センターに渡します。

**【対象者】**あらかじめ「利用会員」の登録を行った方

◎利用会員の登録及びおたすけ紹介センターの登録については、相談窓口にお問い合わせください。

**相談窓口** 加須市商工会紹介サポート事務局

〒347-0055 加須市中央 1-11-41

電話 0480-61-1212

## (4)機能訓練・レクリエーション

心身に障がいをもつた方でも参加できるスポーツ大会など、交流の場の提供をしています。

### **①加須市障がい者スポーツ交流大会 身 療 精**

【内 容】市民体育館内において、毎年6月頃にスポーツ交流会を開催しています。競技種目は、ボッチャ、パン取り競争など。

**相談窓口** 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

### **②障がい者スポーツ・レクリエーション**

【内 容】障がい者スポーツの振興のために、各種の大会や講習会を実施します。

彩の国ふれあいピック春季大会(5月頃)・秋季大会(10月頃)、球技大会(11月～3月頃)、全国障害者スポーツ大会(10月頃)

**相談窓口** 一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階  
電話 048-822-1120／FAX048-822-1121

### **③その他**

スponavi！サイタマ！



埼玉県が取り組むスポーツ施策が紹介されています。  
左記で検索してください。

## 7 住宅・環境

日常生活における環境改善のための支援です。

### ① 住宅改修費の給付(日常生活用具) 身 難

【内 容】日常生活の環境改善、介護者の負担軽減及び自立更生を促進するため、手すりの取り付け、段差の解消など居宅の一部を障がいに応じ使いやすくする場合の補助です。

【対象者】次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳所持者のうち下肢又は体幹機能に障がいを有する1～3級の方
- ② 難病患者の方

【補助額】原則として費用の1割の自己負担で、1件あたり20万円を上限に補助します。

なお、市町村民税非課税世帯の自己負担はありません。

【注意事項】対象者1人につき1回の補助です

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

### ② 重度身体障害者居宅改善整備費の補助 身

【内 容】重度身体障がい者の日常生活における利便を図るために、居室、便所、浴室など居宅の一部を障がいに応じて使いやすく改造する場合の補助です。

【対象者】次の条件を満たす方

- ① 身体障害者手帳所持者のうち下肢又は体幹機能に障がいのある1、2級の方
- ② 世帯の最多収入者の前年所得税額が100,500円以下の世帯に属する方

【補助額】1件あたり、基準額36万円と対象経費の支出額のどちらか低い額に対して3分の2を補助します。

【注意事項】・対象者1人につき1回の補助です

・介護保険法による住宅改修及び①住宅改修費の給付の対象となる者を除きます。

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

### ③ 県営住宅の抽選当選率の優遇 身 療 精

【内 容】高齢者世帯、障がい者世帯などが県営住宅への入居申込をする場合、抽選の当選率が優遇される場合があります。

【対象者】世帯員が、次いずれかに該当する方

- ① 身体障がい者 1級～4級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 知的障がい者 Ⓐ、Ⓑの療育手帳をお持ちの方
- ③ 精神障がい者 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

相談窓口 埼玉県住宅供給公社 県営住宅課

〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10

電話 048-829-2875／FAX048-825-1822

## 8 就労・雇用の支援

### ①就職支度金の支給

【内 容】就職支度金(36,000円)を支給し、社会復帰の促進を図ります。

【対象者】就労移行支援事業又就労継続支援事業を利用し、就職先が決まった方(1回のみ)

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

### ②職業能力開発校

【内 容】障がい者が就職・自立できるよう、その能力に適した職業訓練を行っています。

相談窓口 中央障害者職業能力開発校(国立職業リハビリテーションセンター)

〒359-0042 所沢市並木 4-2

電話 04-2995-1711／FAX04-2995-1052

東京障害者職業能力開発校

〒187-0035 小平市小川西町 2-34-1

電話 042-341-1411(代表)／FAX042-341-1451

### ③トライアル雇用

【内 容】3か月の試行雇用(トライアル雇用)を通じ、事業主に対し障がい者雇用に関する理解を深めてもらうとともに、障がい者雇用に取り組むきっかけを作ることにより、障がい者の雇用機会の創出を図ります。

【対象者】公共職業安定所に求職登録している障がい者

相談窓口 行田公共職業安定所(ハローワーク)

〒361-0023 行田市長野 943

電話 048-556-3151／FAX048-556-1309

### ④障害者委託職業訓練

【内 容】障がい者の雇用を促進するため、県内の企業・社会福祉法人・NPO法人・民間教育訓練機関などの委託先を活用し、障がい者の能力、適性及び地域の障がい者雇用のニーズに対応した職業訓練を実施しています。訓練期間は原則1～3か月以内で、受講料は無料です。

【対象者】就労意欲のある障がい者

相談窓口 埼玉県職業能力開発センター

〒331-0825 さいたま市北区櫛引町 2-499-11

電話 048-651-3122／FAX048-651-3114

## ⑤発達障害者就労支援センター(ジョブセンター)

**【内 容】** 発達障がいに特化した県の4つのジョブセンターが、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着支援までをワンストップで行います。

**【対象者】** 医師の診断や障害者手帳の有無にかかわらず、発達障がいの特性を持ち、その自覚がある方で、就労を希望している方。ただし、就労移行支援事業としての就労訓練を受ける際には、医師の診断及び市による障害福祉サービスの受給決定が必要です。

**【相談窓口】**

名 称	所 在 地	電 話 番 号
ジョブセンター熊谷	熊谷市桜木町 1-137 サンライズ桜木・堀口第2ビル 4・5階	048-501-8917
ジョブセンター川口	川口市西川口 1-6-3 西川口ビル5階 B号室	048-299-2070
ジョブセンター草加	草加市氷川町 2101-1 シーバイオビル3階	048-929-7600
ジョブセンター川越	川越市脇田町 15-21 ジョージビルワキタ1F	049-299-4927

### 障害者雇用支援月間

毎年9月は「障害者雇用支援月間」です。障害者の職業的自立を支援し、広く障がい者雇用の理解を深めるために、さまざまな啓発活動が行われています。

# 9 年金・手当等

## ①障害基礎年金 身 療 精

**【内 容】**国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気やけがにより、一定以上の障がい状態にある方に支給される年金です。

**【対象者】**次の要件をすべて満たしている方

**加入要件** 国民年金に加入している期間に初診日がある方、又は 20 歳前若しくは 60 歳以上 65 歳未満の期間に初診日がある方

**納付要件** 保険料について次のいずれかの要件を満たしている方

1. 初診日がある月の前々月の時点までで、公的年金の加入期間の3分の2以上、保険料を納付又は免除されていること
2. 初診日がある月の前々月の時点まで、直近1年以内の保険料について未納がないこと(初診日が令和 8 年 4 月 1 日前にある場合)

**障害要件** 初診日から1年6か月経過した時、又は 65 歳に達するまでの間の障がい状態が、国民年金法で定められている一定の障がい状態にある方

**【年金額】**1級 1,039,625円 (昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれ)

1,036,625円 (昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれ)

2級 831,700円 (昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれ)

829,300円 (昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれ)

\*金額については改定されることがあります。

**相談窓口** 加須市役所 国保年金課・各総合支所 市民税務担当

## ②障害厚生年金 身 療 精

**【内 容】**厚生年金保険の被保険者が病気やけがによって障がい者になり働けなくなったとき又は働く能力が普通より低下した場合に国民年金の障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。

**【対象者】**次の条件を満たしている方

- ① 障害の原因となった病気やけがの初診日において、厚生年金保険の被保険者であること
- ② 初診日から1年6か月以内に症状が固定した日、又は、初診日から1年6か月を経過した日(ともに「障害認定日」といいます)の障害の程度が1~3級に該当すること
- ③ 障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていること

**相談窓口** 熊谷年金事務所

〒360-8585 熊谷市桜木町 1-93

電話 048-522-5012/FAX 048-522-3919

## ③ねんきんサテライト加須での相談

**【内 容】**加須市周辺の方に、よりお近くで年金相談及び年金請求等の手続き、厚生年金保険・国民年金関係の届書等の受付及び相談ができるようになりました。

**相談窓口** ねんきんサテライト加須

〒347-8501 加須市三俣 2 丁目 1-1

電話 0570-05-4890(予約受付専用電話)/0480-62-8061(直通)

#### ④重度視覚障害者介助手当 身

【内 容】在宅の重度視覚障がい者を介助する方に介助手当(年額 12,000 円)を支給します。

【対象者】身体障害者手帳の視覚障害1、2級の方と同居し、6か月以上介助している方

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

#### ⑤特別児童扶養手当(国の制度) 身 療 精

【内 容】下記のいずれかに該当する 20 歳未満のこどもを家庭において育てている方に支給されます。

- 【対象者】  
1 身体障害者手帳1～3級及び4級の一部障害、又は重度の内科的疾患のある方  
2 療育手帳Ⓐ、A及びBの方  
3 精神障がい等で1又は2と同程度の障害のある方

\*ただし、次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- (1)受給資格者、扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合(支給停止となります)  
(2)児童福祉施設などに入所している場合  
(3)こどもが障がいによる公的年金を受給している場合

【支給額(月額)】

	1級(重度)	2級(中度)
令和7年4月～	56,800円	37,830円

\*手当は1年に3回、4月(12～3月分)、8月(4～7月分)、11月(8～11月分)に、4か月分ずつ支給します。

\*支給額については、物価スライドにより改正されることがあります。

相談窓口 加須市役所 子育て支援課、各総合支所 福祉健康担当

#### ⑥児童扶養手当(国の制度) 身 療 精

【内 容】父又は母のいない家庭や、父又は母が一定の障がいのある状態である家庭の 18 歳になった年の年度末まで(こどもに一定の障がいのある場合は20歳になるまで)のこどもの父又は母、若しくは父又は母にかわってそのこどもを育てている養育者に支給されます。ただし、次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- (1)前年の所得が一定額以上の場合(支給停止となります。)  
(2)児童福祉施設などに入所している場合

【支給額(月額)】

児童の数	1人の場合	2人以上の場合
令和7年4月～	46,690 円 (46,680 円～11,010 円)	1人の場合の手当て月額に 2人目以降1人につき +11,030 円 (11,020 円～5,520 円)

( )は一部支給の場合の支給額(月額)

\*手当は年 6 回、5 月(3～4 月分)、7 月(5～6 月分)、9 月(7～8 月分)、11 月(9～10 月分)、1 月(11～12 月分)、3 月(1～2 月分)に、2 か月分ずつ支給します。

\*支給額については、物価スライドにより改正されることがあります。

相談窓口 加須市役所 子育て支援課、各総合支所 福祉健康担当

## ⑦特別障害者手当等(国の制度) 身 療 精

### I. 特別障害者手当

【対象者】 20歳以上で精神又は身体の重度の障がいのため常に特別の介護を必要とする方

\*施設入所中の方、継続して3か月を超えて病院に入院している方は除きます。

【支給額(月額)】 29,590円(R7年4月~)

### II. 障害児福祉手当

【対象者】 20歳未満で以下のいずれかに該当する方

① 身体障害者手帳1級の一部及び2級の一部の方

② 療育手帳Ⓐ相当の方

③ 精神障害、血液疾患などで上記(1)、(2)と同程度な方

\*障がいを事由とする年金を受給している方、施設に入所中の方は除きます。

【支給額(月額)】 16,100円(R7年4月~)

### III. 経過措置による福祉手当

【対象者】 20歳以上で制度改正(昭和61年4月1日)前の福祉手当を受給していた方のうち、特別障害者手当も障害基礎年金も受けられない方

\*施設に入所中の方は除きます。

【支給額(月額)】 16,100円(R7年4月~)

\*上記I~IIIの手当は1年に4回、2月(11~1月分)、5月(2~4月分)、8月(5~7月分)、11月(8~10月分)に、3か月分ずつ支給します。(障がい者本人及び扶養している方に一定額以上の所得がある場合には、支給停止となります)

\*支給額については、物価スライドにより改正されることがあります。

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

## ⑧在宅重度心身障害者手当 身 療 精

【内 容】 在宅の重度心身障がい者(児)の経済的・精神的負担の軽減を図るために手当を支給する制度です。

【対象者】 次のいずれかに該当する方

① 身体障害者手帳1級、2級の方

② 療育手帳Ⓐ、Aの方

③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方

④ 超重症心身障害児(人工呼吸器を使用するなど医療的ケアを必要とする重症の心身障がい児)の方

\*ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

(1)施設に入所中の方

(2)特別障害者手当等を受給されている方(超重症心身障害児の方を除く)

(3)65歳以上の方(すでに受給中の方を除く)

(4)市町村民税が課税されている方

【支給額(月額)】 5,000円(20歳以上)

7,000円(20歳未満)

【支給時期】 9月(4~9月分)、3月(10~3月分)に、6か月分をまとめて支給します。

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

## ⑨心身障害者扶養共済制度 身 療 精

【内 容】 心身障がい児(者)の保護者の相互扶助の精神に基づいて毎月掛金をかけておき、万一保護者が亡くなったり、著しい障がいの状態になったときに、残された障がい者に終身一定額の年金を支給し、障がい者の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的にしています。

【心身障がい児(者)の要件】 次の要件全てを満たしている方

- 1 次のいずれかに該当すること
  - ① 療育手帳をお持ちの方
  - ② 身体障害者手帳1~3級に該当する方
  - ③ 精神又は身体に永続的な障がいがあり、ア又はイと同程度の障がいと認められる方  
(脳性マヒ、進行性筋萎縮症、精神病、自閉症など)
- 2 将来、独立生活することが困難であると認められた方
- 3 対象となる障がいをお持ちの方に、いまだ加入者がいないこと

【加入資格】 上記の心身障がい児(者)を現に扶養している保護者であって、次の要件をすべて満たしている方

- 1 県内に住所があること。
- 2 年齢が65歳未満であること。(年齢は毎年4月1日における年齢で固定し、翌年の3月末日まで変わりません。)
- 3 特別の疾病又は障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること。
- 4 障がいのある方1人に対し、加入できる保護者は1人であること。

\*加入限度は、心身障がい児(者)1人につき、2口までです。

【掛金(月額)】 加入時の加入者の年齢により1口9,300円から23,300円を納めます。  
加入者の年齢と加入期間により掛金が減額、免除される場合があります。  
障がい者1人につき、加入者1人、2口まで加入できます。

【年金の支給】 加入者が死亡又は重度障害となったときは、その月から生涯にわたり心身障がい児(者)に対し、1口当たり月額20,000円が支給されます。

【弔慰金の支給】 1年以上加入した後に、加入者より先に障がい者が死亡したときは、一時金として加入期間に応じて次の弔慰金が支給されます。

加入期間	金額(平成20年4月1日以降の加入者の場合)
1年以上5年未満	5万円
5年以上20年未満	12万5千円
20年以上	25万円

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

# 10 税の控除・免除

## ①所得税の障害者控除 身 療 精

【内 容】心身に障がいのある方が納税者本人、又は納税者の配偶者や扶養親族である場合は、次の額の控除が受けられます。

	特別障害者控除	障害者控除
障害の程度	①1～2級の身体障害者手帳をお持ちの方 ②重度、最重度の知的障がい者と判定された方(療育手帳Ⓐ、Aに該当する方) ③1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	①3～6級の身体障害者手帳をお持ちの方 ②軽度、中度の知的障がい者と判定された方(療育手帳Ⓑ、Cに該当する方) ③2～3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
控除額	・障がい者本人:40万円 ・障がい者を扶養している配偶者や親族(別居):40万円 ・障がい者を扶養している配偶者や親族(同居):75万円	・障がい者本人:27万円 ・障がい者を扶養している配偶者や親族:27万円

相談窓口 行田税務署

〒361-8602 行田市栄町 17-15 電話 048-556-2121

## ②市県民税の障害者控除 身 療 精

【内 容】心身に障がいのある方が納税者本人、又は納税者の配偶者や扶養親族である場合は、次の額の控除が受けられます。

	特別障害者控除	障害者控除
障害の程度	①1～2級の身体障害者手帳をお持ちの方 ②重度、最重度の知的障がい者と判定された方(療育手帳Ⓐ、Aに該当する方) ③1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	①3～6級の身体障害者手帳をお持ちの方 ②軽度、中度の知的障がい者と判定された方(療育手帳Ⓑ、Cに該当する方) ③2～3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
控除額	・障がい者本人:30万円 ・障がい者を扶養している配偶者や親族(別居):30万円 ・障がい者を扶養している配偶者や親族(同居):53万円	・障がい者本人:26万円 ・障がい者を扶養している配偶者や親族:26万円
本人の所得金額が135万円以下であるときは、非課税となります。		

相談窓口 加須市役所 税務課市民税担当・各総合支所 市民税務担当

### ③医療費の控除

#### 1 おむつにかかる費用の医療費控除

【内 容】おむつ使用証明書を添付することにより医療費控除の対象となります。

【対象者】・傷病により、概ね6か月以上にわたる寝たきり状態にあると認められる方

- ・当該傷病について、医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる方

#### 2 ストマ用装具にかかる費用の医療費控除

【内 容】ストマ用装具使用証明書を添付することにより人工肛門のストマ(排泄孔)又は尿路変向(更)のストマ用装具について、医療費控除の対象となります。

【対象者】治療上、適切なストマ用装具を消耗品として使用することが必要不可欠であると医師が認めた方

相談窓口 行田税務署 〒361-8602 行田市栄町 17-15 電話 048-556-2121

加須市役所 税務課市民税担当・各総合支所 市民税務担当

又は各医療機関

### ④自動車税(種別割)・自動車税(環境性能割)の減免 **身 療 精**

【内 容】心身に障がいのある方の一部及びこれらの方々と生計を一にする家族の方が取得又は所有し、その障がい者の通院、通学、生業のために使用される自動車の自動車税(種別割)及び自動車税(環境性能割)が減免されます。申請を受け付けると障害者手帳にその旨が記載されます(郵送申請の場合は後日シールを送付いたしますので、手帳の備考欄に貼り付けてください)。

\*軽自動車税の減免を併せて受けることはできません。

【減免の上限額】自動車税 45,000 円(グリーン化税制による重課対象車 51,700 円)

自動車取得税 300 万円×該当自動車の税率

\*年度途中から月割で自動車税の減免を受ける場合、自動車税の減免上限額を月割にした額となります。

#### 【該当となる手帳と等級】

障害の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	○	-	○		-	-
	体幹	○	○	○	-	○	-
	聴覚	-	○	○		-	
	視覚	○	○	○	△		
	音声又は言語(喉頭摘出に限る)	-	-	○		-	-
	平衡感覚	-	-	○	-		
	上肢	○	○				
	下肢	○	○	○	○	○	○
	幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	○	○				
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	○	○	○		-	-
療育手帳		(Ⓐ、Aの方)					
精神障害者保健福祉手帳		1級で自立支援医療(精神通院医療)を受けている方					

(凡例) ○:該当 △:こう頭が摘出された場合は該当 空欄:非該当 -:手帳の等級なし

**【手続き方法】**次の書類を持参し、自動車税事務所などで手続きをしてください。  
他にも書類が必要な場合もありますので、必ず事前に電話等で確認してから手  
続きに行ってください。

**1 障がい者と納税義務者等が同居している場合**

- ①障害者手帳(精神障がいの方は自立支援医療受給者証も)、自動車検査証、運  
転免許証、印鑑  
＊現在の住所が確認できない場合は住民票

**2 障害者と納税義務者等が別居している場合**

- ①障害者手帳(精神障がいの方は自立支援医療受給者証も)、自動車検査証、運  
転免許証、印鑑  
＊現在の住所が確認できない場合は住民票
- ②同一生計であることが分かる書類(扶養関係がわかる健康保険証、源泉徴収票  
等)

**相談窓口** 埼玉県自動車税事務所熊谷支所(自動車税(環境性能割))

〒360-0844 熊谷市御稜威ヶ原 701-5 電話 048-532-8011

行田県税事務所(自動車税(種別割))

〒361-8503 行田市本丸 2-20 電話 048-556-5086

## **⑤軽自動車税の減免 身 療 精**

**【内 容】**心身に障がいのある方の一部及びこれらの方々と生計を一にする家族の方が、障がい  
者の通院、通学、通所又は生業のため使用する軽自動車の軽自動車税が、減免される  
場合があります。なお、申請はその年の納税通知書が届いてから納期限までに手続き  
をしてください。申請を受け付けると障害者手帳にその旨が記載されます(郵送申請  
の場合は後日シールを送付いたしますので、手帳の備考欄に貼り付けてください)。

＊自動車税の減免と併せて受けることはできません。

**【該当となる手帳と等級】**④と同じ

**【手続き方法】**以下のものを持参し、加須市役所税務課又は各総合支所市民税務担当で手続き  
をしてください。

- ①納税通知書
- ②身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳
- ③対象車両を運転する方の運転免許証
- ④自動車検査証
- ⑤納税義務者のマイナンバーカード又は通知カード、

**相談窓口** 加須市役所 税務課市民税担当・総合支所 市民税務担当

# 11 資金貸付制度

## 生活福祉資金の貸付 **身 療 精**

【内 容】生活の安定と自立を図る目的で下記の貸付を行っています。

【対象者】低所得者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者世帯など

【貸付資金の種類の例】

- ・住宅の増改築、補修等に必要な経費
- ・福祉用具等の購入に必要な経費
- ・障がい者用自動車の購入に必要な経費
- ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費
- ・失業者世帯への生活再建費用

相談窓口 加須市社会福祉協議会

〒347-0033 加須市下高柳1932-1

電話 0480-62-6451／FAX0480-62-6546

又は加須市社会福祉協議会騎西支所、北川辺支所、大利根支所

# 12 交通運賃・公共料金の割引

## (1) 交通機関

心身障がい者に対する各種の割引制度があります。記載してあるもの以外にも対象となる場合がありますので、各窓口でご確認ください。

### ①JR(鉄道)運賃の割引 **身 療 精**

【内容・対象者】

対象	割引対象乗車券類	割引率	記事
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者又は12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券(小児定期乗車券を除きます。)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種 第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

\*JR線と私鉄等他の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲が予め決められています。

\*障がい者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

【利用方法】乗車券を購入するときに発売窓口に、身体障害者手帳、又は療育手帳を提示すると割引が受けられます。

相談窓口 各JR窓口

## ② 私鉄運賃の割引 身 療 精

私鉄についても同様の割引を行っていますが、その取扱いが異なる部分があります。詳しくは、直接各社へお問い合わせください。

相談窓口 各私鉄窓口

## ③バス運賃の割引 身 療 精

【内 容】埼玉県バス協会に加盟しているバスを利用する場合、運賃の5割が割引されます。ただし、バスの定期券は3割引です。また、第1種身体障害者、療育手帳が交付されている方又は要介護の施設入所者(児)は付添の方も割引になる場合があります。

【対象者】  
1 身体障害者手帳をお持ちの方

2 療育手帳をお持ちの方

3 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(写真が貼付されている手帳のみ有効)

4 施設入所者(児)

【利用方法】料金を支払うとき、手帳を提示してください。ただし、手帳を持っていない施設入所者(児)が割引を受ける場合、施設長が発行するバス運賃割引証明書が必要です。

相談窓口 各バス会社

## ④国内航空運賃の割引 身 療 精

【内 容】障害者手帳を提示することにより、所定の運賃から一定の割引を受けることができます。

\*割引率等の詳細は、各航空会社へお問い合わせください

\*国際線航空運賃は、割引対象外となります

【対象者】(本人)以下の手帳をお持ちの方

1 身体障害者手帳(第1種及び第2種)

2 療育手帳(第1種及び第2種)

3 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(写真貼付で搭乗日が有効期間内の手帳)

\*対象年齢等については、各航空会社へお問い合わせください

(介護者)上記1~3の手帳をお持ちの方と同一便に搭乗する12歳以上の介護者(1名まで)

\*本人が座席を利用しない幼児(2歳以下)の場合は、介護者の割引は適用できません

相談窓口 各航空会社

## ⑤タクシー運賃の割引 **身 療**

【内 容】手帳を提示することにより、運賃が1割引になります。

【対象者】身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

\*福祉タクシー利用券と併せて利用できます。

\*精神障害者保健福祉手帳は、一部のタクシー会社で割引対象外となります。乗務員にお尋ねください。

相談窓口 各タクシー会社

## ⑥福祉タクシー利用料金の助成 **身 療**

【内 容】在宅の重度心身障がい者(児)が埼玉県内のタクシー会社等を利用した場合に、利用料金の一部(初乗運賃相当額)を助成し、タクシー利用券をお渡します。(年間36枚)

【対象者】1、2級の身体障害者手帳をお持ちの方又はⒶ、Aの療育手帳をお持ちの方

\*自動車燃料費助成制度による助成を受けている方を除きます。

\*特別養護老人ホームや障害者施設等に入所している方を除きます。

【手続き方法】身体障害者手帳又は療育手帳を持参し、加須市役所障がい者福祉課、または各総合支所福祉健康担当の窓口に来課し、福祉タクシー利用券を発行してもらつてください。

【利用方法】料金を支払う際に手帳を提示し、福祉タクシー利用券と差額を支払います。タクシー料金の割引(10%割引の制度)と併用可能です。令和5年度から乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額である場合は、2枚まで使用可能となります。

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

## ⑦自動車燃料費の助成 **身 療**

【内 容】身体障がい者等が所有する自動車の燃料購入費用の一部を助成します。

【助成額】1リットル50円で計算し、1か月20リットルを上限に助成(月1,000円)。

【対象者】いずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳のうち下肢又は体幹機能障害の1~5級に該当し自己所有の自動車を自ら運転する方、
- ② 療育手帳のⒶ、Aをお持ちの方

\*福祉タクシー利用料金助成制度によるタクシー券の交付を受けている方を除きます。

【必要書類】1 身体障害者手帳又は療育手帳 2 印鑑

3 自動車検査証(写しでも可) 4 運転免許証(写しでも可)

5 預金通帳(本人名義のもの)

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

## ⑧有料道路通行料金の割引 **身 療**

【内 容】通勤・通学・通院など日常生活において、有料道路を利用する障がい者の方に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路利用時の料金を割引きます。

【対象者】

障害者手帳	区分(※)	割引条件
身体障害者手帳	1種	本人または介護者による運転
	2種	本人運転
療育手帳	1種	介護者による運転

※手帳に記載されている旅客鉄道株式会社旅客運賃減額制度の種別を表しています。

**【割引率】** 50%(半額)

**【有効期間】**・新規及び変更の申請時においては、申請をした日から、その後の2回目の誕生日までとなり、更新の申請時(割引有効期間の満了日の前2か月間における申請)においては、申請をした日から、その後の3回目の誕生日までとなります。  
・割引有効期間の満了日の2か月前から更新ができます。

**【必要書類】**

書類等	手続き内容						必要なケース	
	自動車を登録する場合 <sup>※1</sup>			自動車を登録しない場合				
	新規	変更	更新	新規	変更	更新		
障害者手帳	○	○	○	○	○	○	常に必要	
登録を希望する自動車の車検証	○	○	○	×	×	×	自動車を登録する場合	
ETC カード <sup>※5</sup>	○	○ <sup>※2</sup>	○ <sup>※3</sup>	×	×	×	ETC レーンを利用する場合	
ETC 車載器の管理番号が確認できるもの(セットアップ申込書、証明書等)	○	○ <sup>※4</sup>	○ <sup>※3</sup>	×	×	×	ETC レーンを利用する場合	
運転免許証	○	×	×	○	×	×	本人が運転する場合	

※1 ETC レーンを利用する場合は、自動車登録が必要です

※2 カード名義、番号を変更する場合のみ

※3 前回申請時から変更する場合のみ

※4 車載器を変更する場合のみ

※5 原則障がい者本人名義のもの。ただし、18 歳未満の場合は保護者名義のものが必要です。

▽ETCをご利用される際の手続きのお問い合わせ先

有料道路ETC割引登録係 電話 045-477-1233(受付時間:平日9時から 17 時)  
FAX045-474-1110

\* 手続きが集中する場合は、手続き完了までにお時間を要する場合があります。

\* 自家用車を事前登録のうえ、ETC を利用申請される方は、オンライン申請が可能です。  
(マイナポータルへの利用者登録およびマイナポータルアプリが必要です)

**相談窓口** 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

## (2) その他の各種割引

### ① NHK放送受信料の減免 身 療 精 (BS受信料も含む)

対象		適用条件
全額免除	身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
	知的障害者	所得税法又は地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
半額免除	視覚・聴覚障害者	視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で、受信契約者である場合
	重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級又は2級)の方が世帯主で、受信契約者である場合
	重度の知的障害者	所得税法又は地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で、受信契約者である場合
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級)の方が世帯主で、受信契約者である場合

【手続き】放送受信料減免申請書(用紙は加須市役所障がい者福祉課及び各総合支所福祉健康担当にあります)に必要事項を記入し、福祉事務所長の証明を受け、NHKに送付してください。

\*半額免除申請は、マイナポータルと連携したオンライン申請が可能です。

【持ち物】・障害者手帳・印鑑

【連絡先】NHKさいたま放送局経営管理企画センター

電話 048-833-2045(平日 10 時~17 時)

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課・各総合支所 福祉健康担当

### ② 福祉保養施設 身 療 精

【内 容】障がい者とその家族の方が気軽に宿泊、休養するための施設です。利用方法・料金について、直接お問い合わせください。

◇埼玉県伊豆潮風館

〒413-0231 静岡県伊東市富戸字先原 1317-89

電話 0557-51-1504/FAX0557-51-3436

HP <http://a-chofukan.sakura.ne.jp/>

◇休暇村 奥武蔵

〒357-0216 埼玉県飯能市吾野 72

電話 042-978-2888/FAX042-978-2880

HP <http://www.qkamura.or.jp/musashi/>

# 13 災害時の支援

## (1)緊急時(事件・事故)の連絡先

いざというときのために確認をしてください。

### ①緊急時の110番通報 身

聴覚障がいのある方、又は言葉が話せない方のために、事件や事故の緊急通報を通話以外の方法でも受け付けます。

#### ▽メール110番

携帯電話やパソコンのインターネット機能を利用して緊急通報を受け付けます。

通報用アドレス <http://saitama110.jp/>

※ご利用に関する注意事項

(1)埼玉県内で起きた事件や事故を警察へ緊急通報するときに利用してください。

(2)メール110番は、通信料金がかかります。

#### ▽ファックス110番

ファックスを利用して緊急通報を受け付けます。

ファックス番号 0120-264-110

**相談窓口** 埼玉県警察本部 通信指令課

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-832-0110(代表)

### ②緊急時の119番通報 身

聴覚障がいのある方、又は言葉を話せない方のために、火災や救急の緊急通報を通話以外の方法でも受け付けます。

#### ▽NET119

携帯電話、スマートフォンのアプリを利用してインターネット経由で通報を受け付けます。利用には、あらかじめ登録申込が必要ですので、消防にお問い合わせください。

#### ▽ファックス119番

ファックスを利用して通報を受け付けます。

ファックス番号 (局番なし)119

**相談窓口** 埼玉東部消防組合消防局 総務課(久喜)

電話 0480-21-0119/FAX0480-23-1542

HP <http://saitamatobu-119.jp/>

加須消防署

電話 0480-61-0119/FAX0480-61-0242

## (2)災害時の支援

災害弱者等を守る制度のご案内です。

### ①災害時要援護者支援制度 **身 療 精**

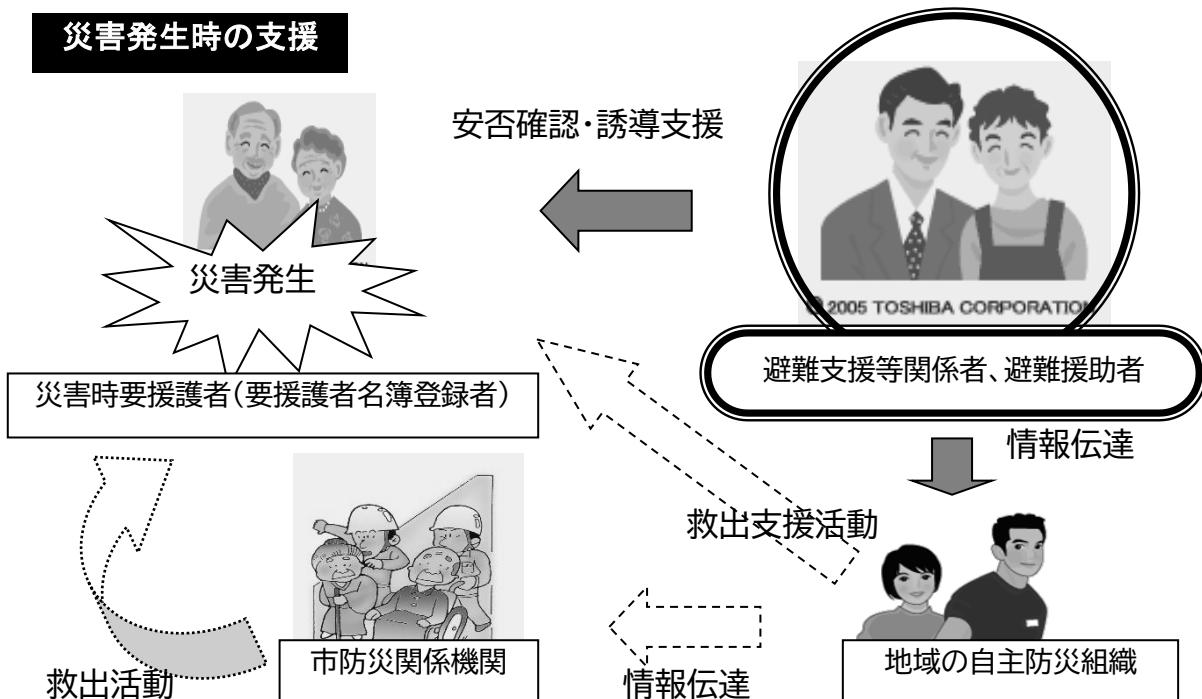
【内 容】災害時に自力で避難ができず周りの人の支援を必要とする方を対象に要援護者名簿を作成します。要援護者名簿は、地域の自治協力団体、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団といった避難支援等関係者に平常時から提供し、見守り活動などに活用します。災害時には避難誘導、救出活動や安否確認などを行います。

【対象者】①ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯

- ②介護保険制度による要介護 3~5の方
- ③身体障害者手帳 1~3級の方
- ④療育手帳 A、A、Bの方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳 1、2級の方
- ⑥外国人などで日本語が不自由な方
- ⑦その他支援を必要とする方

申請するときは、日頃から見守りや声掛けをして頂けるご近所の方やお近くにお住まいの親せきの方で、災害時の安否確認や一緒に避難をして頂ける方を「避難援助者」として記入してください。

#### 災害発生時の支援



相談窓口 加須市役所 地域福祉課、各総合支所 福祉健康担当

※災害によっては、避難援助者や避難支援等関係者が被災する場合もあるため、必ず支援を受けられる訳ではない事をご理解ください。

### ②災害用バンダナ **身**

災害時、聴覚障がいのある方が避難活動に必要な手話や筆談による支援(情報支援)を受けやすいよう、「きこえない」ことを周囲に知らせるためのバンダナ。災害時要援護者名簿に登録した方と、手話による支援が可能な手話通訳者等に配付しています。

相談窓口 加須市役所 障がい者福祉課、各総合支所 福祉健康担当



### ③防災ラジオの貸し出し

防災行政無線の放送が聞こえる防災ラジオを無償で貸し出しています。

【対象者】市内在住の方

【費用】無償

\*電気料や電池購入費、破損や故障等の場合の修理費用はご負担いただきます。

【申請方法】「防災ラジオ貸与申請書」に必要事項をご記入の上、加須市役所 危機管理防災課  
又は各総合支所地域振興課に提出してください。

相談窓口 加須市役所 危機管理防災課、各総合支所 地域振興課

### ④防災アプリ

防災情報を集約したスマートフォン用アプリです。

防災行政無線の放送内容や避難場所、ハザードマップなどがいつでもすぐに確認できます。

【費用】本アプリのインストール、閲覧は無料です(通信料金は別途かかります)。

【インストール方法】

スマートフォンからQRコードを読み取ってインストールしてください。

・iPhoneの方



・Androidの方



相談窓口 加須市役所 危機管理防災課、各総合支所 地域振興課

### 災害時に備えましょう

災害はいつ起こるかわかりません。いざという時に困らないよう、普段から災害への準備をしておきましょう。日常的に使用している物品(ストマ装具・紙おむつ等)は、最低1週間分は備蓄し、非常時に持ち出せるようにしましょう。

## 【巻末別表第1】 身体障害者程度等級表

身体障がい者の対象となる障害は、次の表に該当する「永続する」障害です。

### ●視覚障害

<b>1級</b>	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が 0.01 以下のもの
<b>2級</b>	1 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度( I /4 指標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度( I /2 指標による。以下同じ)が 28 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
<b>3級</b>	1 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの(2 級の 2 に該当するものを除く) 2 視力の良い方の眼の視力 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
<b>4級</b>	1 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの(3 級の 2 に該当するものを除く) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの
<b>5級</b>	1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
<b>6級</b>	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの

### ●聴覚障害

<b>2級</b>	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの(両耳全ろう)
<b>3級</b>	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの (耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
<b>4級</b>	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ 80 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの
<b>6級</b>	1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの(40 センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの

●平衡機能障害

<b>3級</b>	平衡機能の極めて著しい障害
<b>5級</b>	平衡機能の著しい障害

●音声機能、言語障害又はそしゃく機能の障害

<b>3級</b>	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
<b>4級</b>	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害

●肢体不自由(上肢機能障害)

<b>1級</b>	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの
<b>2級</b>	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの
<b>3級</b>	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
<b>4級</b>	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものです 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
<b>5級</b>	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
<b>6級</b>	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
<b>7級</b>	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

◎ただし、身体障害者手帳の交付は、1~6級です。

●肢体不自由(下肢機能障害)

<b>1級</b>	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
<b>2級</b>	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
<b>3級</b>	1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの
<b>4級</b>	1 両下肢すべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
<b>5級</b>	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
<b>6級</b>	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
<b>7級</b>	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

◎ただし、身体障害者手帳の交付は、1~6級です。

●肢体不自由(体幹機能障害)

<b>1級</b>	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
<b>2級</b>	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がる事が困難なもの
<b>3級</b>	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
<b>5級</b>	体幹の機能の著しい障害

### ●肢体不自由(乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)

	上肢機能障害	移動機能障害
1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るものの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に随意運動・失調等を有するもの

◎ただし、身体障害者手帳の交付は、1~6級です。

### ●心臓機能障害

1級	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

### ●じん臓機能障害

1級	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

### ●呼吸器機能障害

1級	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

### ●ぼうこう又は直腸の機能障害

1級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

### ●小腸機能障害

1級	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

### ●ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

<b>1級</b>	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により、日常生活がほとんど不可能なもの
<b>2級</b>	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により、日常生活が極度に制限されるもの
<b>3級</b>	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により、日常生活が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
<b>4級</b>	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

### ●肝臓機能障害

<b>1級</b>	肝臓の機能の障害により日常生活活動のほとんどが不可能なもの
<b>2級</b>	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
<b>3級</b>	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
<b>4級</b>	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

### ●備考

1	同一の等級において二つの重複する障害がある場合には、1級上の級とする。 ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
2	肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
3	異なる等級において二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、該当等級より上の等級とすることができる。
4	「指を欠くもの」は、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものという。
5	「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6	上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用調(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
7	下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

## 【巻末別表第2】

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(376疾病)

※ 新たに対象となる疾病(7疾病) △ 表記が変更された疾病(2疾病) ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

番号	病名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	IgA腎症
4	IgG4関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1p36欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性脾炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTRA1関連脳小血管病
33	HTLV-1関連脊髄症
34	A T R-X症候群
35	A D H分泌異常症
36	エーラス・ダンロス症候群
37	エプスタイン症候群
38	エプスタイン病
39	エマヌエル症候群
40	MECP2重複症候群
41	LMNB1関連大脳白質脳症※
42	遠位型ミオパチー
43	円錐角膜○
44	黄色靭帯骨化症
45	黄斑ジストロフィー95 結節性多発動脈炎
46	大田原症候群
47	オクシピタル・ホーン症候群
48	オスラー病
49	カーニー複合
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん

番号	病名
51	潰瘍性大腸炎
52	下垂体前葉機能低下症
53	家族性地中海熱
54	関連疾患 54 家族性低βリボタンパク血症1(ホモ接合体)
55	家族性良性慢性天疱瘡
56	カナバン病
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
58	歌舞伎症候群
59	ガラクトース-1・リン酸ウリジルトランスクフェラーゼ欠損症
60	カルニチン回路異常症
61	加齢黄斑変性○
62	肝型糖原病
63	間質性膀胱炎(ハンナ型)
64	環状20番染色体症候群
65	関節リウマチ
66	完全大血管転位症
67	眼皮膚白皮症
68	偽性副甲状腺機能低下症
69	ギャロウェイ・モワト症候群
70	急性壊死性脳症○
71	急性網膜壞死○
72	球脊髄性筋萎縮症
73	急速進行性糸球体腎炎
74	強直性脊椎炎
75	巨細胞性動脈炎
76	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
77	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
79	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
80	筋萎縮性側索硬化症
81	筋型糖原病
82	筋ジストロフィー
83	クッシング病
84	クリオピリン関連周期熱症候群
85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
86	クルーゾン症候群
87	87 グルコーストランスポーター1欠損症
88	ルタル酸血症1型
89	グルタル酸血症2型
90	クロウ・深瀬症候群
91	クローン病
92	クロンカイト・カナダ症候群
93	痙攣重積型(二相性)急性脳症
94	結節性硬化症
95	結節性多発動脈炎
96	血栓性血小板減少性紫斑病
97	限局性皮質異形成
98	原発性肝外門脈閉塞症※
99	原発性局所多汗症○
100	原発性硬化性胆管炎

※ 新たに対象となる疾病(7疾病) △ 表記が変更された疾病(2疾病) ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

番号	病名
101	原発性高脂血症
102	原発性側索硬化症
103	原発性胆汁性胆管炎
104	原発性免疫不全症候群
105	顕微鏡的大腸炎○
106	顕微鏡的多発血管炎
107	高IgD症候群
108	好酸球性消化管疾患
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
110	好酸球性副鼻腔炎
111	抗糸球体基底膜腎炎
112	後縦靭帯骨化症
113	甲状腺ホルモン不応症
114	拘束型心筋症
115	高チロシン血症1型
116	高チロシン血症2型
117	高チロシン血症3型
118	後天性赤芽球瘍
119	広範脊柱管狭窄症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー
121	抗リン脂質抗体症候群
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症※
123	コケイン症候群
124	コステロ症候群
125	骨形成不全症
126	骨髄異形成症候群○
127	骨髄線維症○
128	ゴナドトロビン分泌亢進症
129	5p欠失症候群
130	コフィン・シリス症候群
131	コフィン・ローリー症候群
132	混合性結合組織病
133	鰓耳腎症候群
134	再生不良性貧血
135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎○
136	再発性多発軟骨炎
137	左心低形成症候群
138	サルコイドーシス
139	三尖弁閉鎖症
140	三頭酵素欠損症
141	CFC症候群
142	シェーグレン症候群
143	色素性乾皮症
144	自己貪食空胞性ミオパシー
145	自己免疫性肝炎
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
147	自己免疫性溶血性貧血
148	四肢形成不全○
149	シストテロール血症
150	シトリン欠損症

番号	病名
151	紫斑病性腎炎
152	脂肪萎縮症
153	若年性特発性関節炎
154	若年性肺気腫
155	シャルコー・マリー・トゥース病
156	重症筋無力症
157	修正大血管転位症
158	出血性線溶異常症※
159	ジュベール症候群関連疾患
160	シュワルツ・ヤンペル症候群
161	神経細胞移動異常症
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
163	神経線維腫症
164	神経有棘赤血球症
165	進行性核上性麻痺
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
167	進行性骨化性線維異形成症
168	進行性多巣性白質脳症
169	進行性白質脳症
170	進行性ミオクローヌスてんかん
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症△
174	スタージ・ウェーバー症候群
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
176	スマス・マギニス症候群
177	スモン○
178	脆弱X症候群
179	脆弱X症候群関連疾患
180	成人発症スチル病
181	成長ホルモン分泌亢進症
182	脊髄空洞症
183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
184	脊髄髓膜瘤
185	脊髄性筋萎縮症
186	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
187	前眼部形成異常
188	全身性エリテマトーデス
189	全身性強皮症
190	先天異常症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア
192	先天性核上性球麻痺
193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
194	先天性魚鱗癬
195	先天性筋無力症候群
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
197	先天性三尖弁狭窄症
198	先天性腎性尿崩症
199	先天性赤血球形成異常性貧血
200	先天性僧帽弁狭

※ 新たに対象となる疾病(7疾病) △ 表記が変更された疾病(2疾病) ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

番号	病名	番号	病名
201	先天性大脳白質形成不全症	251	特発性門脈圧亢進症
202	先天性肺静脈狭窄症	252	特発性両側性感音難聴
203	先天性風疹症候群○	253	突発性難聴○
204	先天性副腎低形成症	254	ドーベ症候群
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	255	中條・西村症候群
206	先天性ミオパチー	256	那須・ハコラ病
207	先天性無痛無汗症	257	軟骨無形成症
208	先天性葉酸吸收不全	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
209	前頭側頭葉変性症	259	22q11.2 欠失症候群
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む）	260	乳児発症 STING 関連血管炎※
211	早期ミオクロニー脳症	261	乳幼児肝巨大血管腫
212	総動脈幹遺残症	262	尿素サイクル異常症
213	総排泄腔遺残	263	ヌーナン症候群
214	総排泄腔外反症	264	ネイルバテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B 関連腎症
215	ソトス症候群	265	ネフロン癆
216	ダイアモンド・ブラックファン貧血	266	脳クリアチン欠乏症候群
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	267	脳膜黄色腫症
218	大脳皮質基底核変性症	268	脳内鉄沈着神経変性症
219	大理石骨病	269	脳表ヘモジデリン沈着症
220	ダウン症候群○	270	膿疱性乾癬
221	高安動脈炎	271	嚢胞性線維症
222	多系統萎縮症	272	パーキンソン病
223	タナトフォリック骨異形成症	273	バージャー病
224	多発血管炎性肉芽腫症	274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	275	肺動脈性肺高血圧症
226	多発性軟骨性外骨腫症○	276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
227	多発性嚢胞腎	277	肺胞低換気症候群
228	多脾症候群	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
229	タンジール病	279	バッド・キアリ症候群
230	単心室症	280	ハンチントン病
231	弾性線維性仮性黄色腫	281	汎発性特発性骨増殖症○
232	短腸症候群○	282	P C D H 19 関連症候群
233	胆道閉鎖症	283	P U R A 関連神経発達異常症※
234	遅発性内リンパ水腫	284	非ケトーシス型高グリシン血症
235	チャージ症候群	285	肥厚性皮膚骨膜症
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
237	中毒性表皮壊死症	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
238	腸管神経節細胞僅少症	288	肥大型心筋症
239	TRPV4 異常症	289	左肺動脈右肺動脈起始症
240	TSH 分泌亢進症	290	ビタミンD 依存性くる病/骨軟化症
241	TNF 受容体関連周期性症候群	291	ビタミンD 抵抗性くる病/骨軟化症
242	低ホスファターゼ症	292	ビッカースタッフ脳幹脳炎
243	天疱瘡	293	非典型溶血性尿毒症症候群
244	特発性拡張型心筋症	294	非特異性多発性小腸潰瘍症
245	特発性間質性肺炎	295	皮膚筋炎／多発性筋炎
246	特発性基底核石灰化症	296	びまん性汎細気管支炎 ○
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る）	297	肥満低換気症候群○
248	特発性後天性全身性無汗症	298	表皮水疱症
249	特発性大腿骨頭壊死症	299	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）
250	特発性多中心性キャッスルマン病 300 VATER 症候群	300	VATER 症候群

※ 新たに対象となる疾病(7疾病) △ 表記が変更された疾病(2疾病) ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

番号	病名
301	ファイファー症候群
302	ファロー四徴症
303	ファンコニ貧血
304	封入体筋炎
305	フェニルケトン尿症
306	フォンタン術後症候群○
307	複合カルボキシラーゼ欠損症
308	副甲状腺機能低下症
309	副腎白質ジストロフィー
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
311	ブラウ症候群
312	プラダーリ・ウィリ症候群
313	プリオン病
314	プロピオノ酸血症
315	PRL 分泌亢進症 (高プロラクチン血症)
316	閉塞性細気管支炎
317	β -ケトチオラーゼ欠損症
318	ペーチェット病
319	ベスレムミオパチー
320	ヘパリン起因性血小板減少症○
321	ヘモクロマトーシス○
322	ペリー病
323	ペルーシド角膜辺縁変性症○
324	ペルオキソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く)
325	片側巨脳症
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
329	ホモシスチン尿症
330	ポルフィリン症
331	マリネスコ・シェーグレン症候群
332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
333	慢性炎症性脱髓性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
335	慢性再発性多発性骨髄炎
336	慢性膵炎○
337	慢性特発性偽性腸閉塞症
338	ミオクロニー欠神てんかん
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
340	ミトコンドリア病
341	無虹彩症
342	無脾症候群
343	無βリポタンパク血症
344	メープルシロップ尿症
345	メチルグルタコン酸尿症
346	メチルマロン酸血症
347	メビウス症候群
348	免疫性血小板減少症△
349	メンケス病
350	網膜色素変性症

番号	病名
351	もやもや病
352	モワット・ウイルソン症候群
353	薬剤性過敏症症候群○
354	ヤング・シンプソン症候群
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴○
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
357	4p欠失症候群
358	ライソゾーム病
359	ラスマッセン脳炎
360	ランゲルハンス細胞組織球症○
361	ランドウ・クレフナー症候群
362	リジン尿性蛋白不耐症
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症○
364	両大血管右室起始症
365	リンパ管腫症/ゴーハム病
366	リンパ脈管筋腫症
367	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む)
368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
369	レーベル遺伝性視神経症
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴○
372	レット症候群
373	レノックス・ガストー症候群
374	ロウ症候群※
375	ロスマンド・トムソン症候群
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

**【巻末別表第3】**この表は、指定難病医療給付の対象の一覧です。それ以外の制度の対象者として「難病」とある場合は、この一覧ではなく、巻末別表第2の総合支援法対象疾病を指します。

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病一覧

(1~110 は平成 27 年1月から、111~306 は同年7月から、307~330 は平成 29 年4月から、331 は平成 30 年4月から、332~333 は令和元年7月から、334~338 は令和3年 11 月から、339~341 は令和6年4月から、342~348 は令和7年4月から医療費助成を開始)

番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症
2	筋萎縮性側索硬化症
3	脊髄性筋萎縮症
4	原発性側索硬化症
5	進行性核上性麻痺
6	パーキンソン病
7	大脑皮質基底核変性症
8	ハンチントン病
9	神経有棘赤血球症
10	シャルコー・マリー・トゥース病
11	重症筋無力症
12	先天性筋無力症候群
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎
14	慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロパシー
15	封入体筋炎
16	クロウ・深瀬症候群
17	多系統萎縮症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)
19	ライソゾーム病
20	副腎白質ジストロフィー
21	ミトコンドリア病
22	もやもや病
23	プリオン病
24	亜急性硬化性全脳炎
25	進行性多巣性白質脳症
26	HTLV-1 関連脊髄症
27	特発性基底核石灰化症
28	全身性アミロイドーシス
29	ウルリッヒ病
30	遠位型ミオパチー
31	ベスレムミオパチー
32	自己貪食空胞性ミオパチー
33	シュワルツ・ヤンペル症候群
34	神経線維腫症
35	天疱瘡
36	表皮水疱症
37	膿疱性乾癬(汎発型)
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群
39	中毒性表皮壊死症
40	高安動脈炎
41	巨細胞性動脈炎
42	結節性多発動脈炎
43	顕微鏡的多発血管炎
44	多発血管炎性肉芽腫症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
46	悪性関節リウマチ
47	バージャー病
48	原発性抗リン脂質抗体症候群

番号	病名
49	全身性エリテマトーデス
50	皮膚筋炎／多発性筋炎
51	全身性強皮症
52	混合性結合組織病
53	シェーグレン症候群
54	成人発症スチル病
55	再発性多発軟骨炎
56	ペーチェット病
57	特発性拡張型心筋症
58	肥大型心筋症
59	拘束型心筋症
60	再生不良性貧血
61	自己免疫性溶血性貧血
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
63	免疫性血小板減少症
64	血栓性血小板減少性紫斑病
65	原発性免疫不全症候群
66	Ig A 腎症
67	多発性囊胞腎
68	黄色靭帯骨化症
69	後縦靭帯骨化症
70	広範脊柱管狭窄症
71	特発性大腿骨頭壞死症
72	下垂体性 ADH 分泌異常症
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症
75	クッシング病
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
80	甲状腺ホルモン不応症
81	先天性副腎皮質酵素欠損症
82	先天性副腎低形成症
83	アジソン病
84	サルコイドーシス
85	特発性間質性肺炎
86	肺動脈性肺高血圧症
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
89	リンパ脈管筋腫症
90	網膜色素変性症
91	バッド・キアリ症候群
92	特発性門脈圧亢進症
93	原発性胆汁性胆管炎
94	原発性硬化性胆管炎
95	自己免疫性肝炎
96	クローン病

番号	病名
97	潰瘍性大腸炎
98	好酸球性消化管疾患
99	慢性特発性偽性腸閉塞症
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
101	腸管神経節細胞僅少症
102	ルビンシュタイン・ティビ症候群
103	CFC 症候群
104	コステロ症候群
105	チャージ症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群
107	若年性特発性関節炎
108	TNF 受容体関連周期性症候群
109	非典型溶血性尿毒症症候群
110	ブラウ症候群
111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群
113	筋ジストロフィー
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺
116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症
118	脊髄髓膜瘤
119	アイザックス症候群
120	遺伝性ジストニア
121	脳内鉄沈着神経変性症
122	脳表ヘモジデリン沈着症
123	H T R A 1 関連脳小血管病
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126	ペリー病
127	前頭側頭葉変性症
128	ビッカーススタッフ脳幹脳炎
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症
130	先天性無痛無汗症
131	アレキサンダー病
132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
135	アイカルディ症候群
136	片側巨脳症
137	限局性皮質異形成
138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症
140	ドラベ症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
142	ミオクロニー欠神てんかん
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクロニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん

番号	病名
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状 20 番染色体症候群
151	ラスマッセン脳炎
152	P C D H 19 関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
155	ランドウ・クレフナー症候群
156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群
158	結節性硬化症
159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癖
161	家族性良性慢性天疱瘡
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）
163	特発性後天性全身性無汗症
164	眼皮膚白皮症
165	肥厚性皮膚骨膜症
166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群
168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病
170	オクシピタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER 症候群
174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群
176	コフィン・ローリー症候群
177	ジュベル症候群関連疾患
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウィリアムズ症候群
180	A T R - X 症候群
181	クルーザン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー症候群
184	アントレー・ビクスラー症候群
185	コフィン・シリス症候群
186	ロスマンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無脾症候群
190	鰓耳腎症候群
191	ウェルナー症候群
192	コケイン症候群
193	プラダード・ウイリ症候群
194	ソトス症候群
195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンプソン症候群
197	1 p36 欠失症候群
198	4 p 欠失症候群
199	5 p 欠失症候群
200	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群

番号	病名
201	アンジェルマン症候群
202	スミス・マギニス症候群
203	22q11.2 欠失症候群
204	エマヌエル症候群
205	脆弱X症候群関連疾患
206	脆弱X症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症
211	左心低形成症候群
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症
216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モワト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
230	肺胞低換気症候群
231	$\alpha$ 1-アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群
234	ペルオキソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く)
235	副甲状腺機能低下症
236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症1型
242	高チロシン血症2型
243	高チロシン血症3型
244	メープルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症
246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症
248	グルコーストランスポーター1欠損症
249	グルタル酸血症1型
250	グルタル酸血症2型

番号	病名
251	尿素サイクル異常症
252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸收不全
254	ポルフィリン症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症
256	筋型糖原病
257	肝型糖原病
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260	シトステロール血症
261	タンジール病
262	原発性高カリコロミクロン血症
263	脳膜黄色腫症
264	無βリボタンパク血症
265	脂肪萎縮症
266	家族性地中海熱
267	高IgD症候群
268	中條・西村症候群
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
270	慢性再発性多発性骨髄炎
271	強直性脊椎炎
272	進行性骨化性線維異形成症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症
275	タナトフォリック骨異形成症
276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
281	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群
282	先天性赤血球形成異常性貧血
283	後天性赤芽球病
284	ダイアモンド・ブラックファン貧血
285	ファンコニ貧血
286	遺伝性鉄芽球性貧血
287	エプスタイン症候群
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
289	クロンカイト・カナダ症候群
290	非特異性多発性小腸潰瘍症
291	ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型)
292	総排泄腔外反症
293	総排泄腔遺残
294	先天性横隔膜ヘルニア
295	乳幼児肝巨大血管腫
296	胆道閉鎖症
297	アラジール症候群
298	遺伝性脾炎
299	囊胞性線維症
300	IgG4関連疾患

番号	病名
301	黄斑ジストロフィー
302	レーベル遺伝性視神経症
303	アッシャー症候群
304	若年発症型両側性感音難聴
305	遅発性内リンパ水腫
306	好酸球性副鼻腔炎
307	カナバン病
308	進行性白質脳症
309	進行性ミオクローヌステンkan
310	先天異常症候群
311	先天性三尖弁狭窄症
312	先天性僧帽弁狭窄症
313	先天性肺静脈狭窄症
314	左肺動脈右肺動脈起始症
315	ネイルバテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
316	カルニチン回路異常症
317	三頭酵素欠損症
318	シトリン欠損症
319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
321	非ケトーシス型高グリシン血症
322	β-ケトチオラーゼ欠損症
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
324	メチルグルタコン酸尿症
325	遺伝性自己炎症疾患
326	大理石骨病
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)
328	前眼部形成異常
329	無虹彩症
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
331	特発性多中心性キャッスルマン病
332	膠様滴状角膜ジストロフィー
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
334	脳クレアチン欠乏症候群
335	ネフロン癆
336	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
337	ホモシスチン尿症
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
339	M E C P 2重複症候群
340	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む)
341	T R P V 4異常症
342	LMNB1関連大脳白質脳症
343	PURA関連神経発達異常症
344	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症
345	乳児発症STING関連血管炎
346	原発性肝外門脈閉塞症
347	出血性線溶異常症
348	口ウ症候群

## 【参考資料】障がい者のシンボルマーク

	<p>●障がい者のための国際シンボルマーク 国際リハビリテーション協会によって、障害のある人々が利用できる建築物や公共交通機関であることを示す、世界共通の国際シンボルマークとして定められたものです。特に車いすを利用する障がい者を限定し使用されるものではなく、すべての障がいのある方を対象としたものです。</p> <p>関係機関・団体:財団法人日本障害者リハビリテーション協会</p>
	<p>●視覚障がい者のための国際シンボルマーク 世界盲人連合が定めた世界共通の国際シンボルマークです。「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない。」とされています。</p> <p>関係機関・団体:社会福祉法人日本盲人福祉委員会</p>
	<p>●聴覚障がい者を表示する国際シンボルマーク 世界ろう連盟が定めた世界共通の国際シンボルマークです。いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用されています。またろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。</p> <p>関係機関・団体:世界ろう連盟</p>
	<p>●耳マーク 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は、障がいそのものが分かりにくいため誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活上の不安があることから、聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用されています。</p> <p>関係機関・団体:一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p>
	<p>●ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。</p> <p>関係機関・団体:東京都、埼玉県 他</p>
	<p>●ハート・プラスマーク 内部障がいや内臓疾患があることを示すマークです。身体に不自由があっても外観からは分からないため、いろいろな場所で「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している方がいます。そんな方の存在を視覚的に示し理解の第一歩とするためのマークです。</p> <p>関係機関・団体:特定非営利活動法人ハート・プラスの会</p>
	<p>●オストメイトマーク オストメイト(人工肛門、人工膀胱を保有する方)を示すマークです。オストメイト対応トイレには、入口に表示されています。オストメイト対応トイレとは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。</p> <p>関係機関・団体:公益社団法人日本オストミー協会</p>
	<p>●ほじよ犬マーク 身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬の3種類をいいます。公共施設をはじめ、いろいろな場所で補助犬を受け入れることは、身体障害者補助犬法で義務づけられています。</p> <p>関係機関・団体:厚生労働省社会・援護局</p>
	<p>●身体障がい者標識(四ツ葉のクローバーマーク) 肢体不自由であることを理由に免許に条件が付されている方が、その障がいが自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときに、運転する車に表示する標識です。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に無理に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。</p> <p>関係機関・団体:各警察署、交通安全協会 ※ホームセンター等で購入できます。</p>
	<p>●聴覚障がい者標識(聴覚障がい者マーク) 政令で定める程度の聴覚障がいのあることを理由に免許に条件を付されている方が、周囲の運転者に対する注意喚起のため、運転する車に表示する標識です。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に無理に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。</p> <p>関係機関・団体:各警察署、交通安全協会 ※ホームセンター等で購入できます。</p>



発行 加須市  
編集 加須市福祉部障がい者福祉課  
〒347-8501 加須市三俣二丁目1番地1  
電話 0480-62-1111(代表)  
FAX 0480-61-4281  
E-mail shogaisha@city.kazo.lg.jp  
HP <https://www.city.kazo.lg.jp/>